

令和8年旭市議会第1回定例会会議録

議事日程（第1号）

令和8年2月20日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議長報告事項
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 議案上程
 - 第 6 施政方針並びに提案理由の説明
 - 第 7 議案の補足説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 議長報告事項
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 会期の決定
 - 日程第 5 議案上程
 - 日程第 6 施政方針並びに提案理由の説明
 - 日程第 7 議案の補足説明
-

出席議員（19名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 金 澤 雅 哉 | 2 番 | 高 橋 美千子 |
| 3 番 | 戸 村 ひとみ | 4 番 | 常世田 正 樹 |
| 5 番 | 伊 藤 春 美 | 6 番 | 伊 場 哲 也 |
| 7 番 | 平 山 清 海 | 8 番 | 崎 山 華 英 |
| 9 番 | 永 井 孝 佳 | 10 番 | 井 田 孝 |
| 11 番 | 島 田 恒 | 12 番 | 片 桐 文 夫 |
| 13 番 | 遠 藤 保 明 | 14 番 | 宮 内 保 |

15番 飯嶋正利

17番 伊藤房代

19番 松木源太郎

16番 宮澤芳雄

18番 木内欽市

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	米本 弥一郎	副市長	柴 栄 男
教育長	向後 依 明	秘書広報課長	寺 嶋 和 志
行政改革推進課長	椎 名 実	総務課長	向後 稔
企画政策課長	榎澤 茂	財政課長	池田 勝 紀
税務課長	多田 仁	市民生活課長	齋藤 邦 博
環境課長	大八木 利 武	保険年金課長	大網 久 子
健康づくり課長	黒柳 雅 弘	社会福祉課長	向後 利 胤
子育て支援課長	八馬 祥 子	こども家庭課長	石橋 康 司
高齢者福祉課長	椎 名 隆	商工観光課長	金杉 高 春
農水産課長	伊藤 弘 行	建設課長	齊藤 孝 一
都市整備課長	飯島 和 則	会計管理者	戸葉 正 和
消防長	常世田 昌 也	上下水道課長	向後 哲 浩
教育総務課長	飯島 正 寛	生涯学習課長	江波戸 政 和
スポーツ振興課長	林 甲 明	監査委員局長	杉本 芳 正
農業委員会事務局長	金谷 健 二		

事務局職員出席者

事務局長 穴澤 昭 和

開会 午前10時 0分

○議長（宮内 保） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本会議場の写真撮影を行いますので、ご了解のほどお願いしたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（宮内 保） ただいまの出席議員は19名、議会は成立しました。

これより令和8年旭市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（宮内 保） 日程第2、議長報告事項は、報告一覧によりご了解願います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（宮内 保） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

3番、戸村ひとみ議員、4番、常世田正樹議員、以上の2名を指名いたします。

◎日程第4 会期の決定

○議長（宮内 保） 日程第4、これより会期についておはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの28日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮内 保) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月19日までの28日間と決しました。

なお、日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長(宮内 保) 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第27号までの27議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(宮内 保) 配付漏れないものと認めます。

議案の説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第5 議案上程

○議長(宮内 保) 日程第5、議案第1号から議案第27号までの27議案を一括上程いたします。

議案第 1号 令和8年度旭市一般会計予算の議決について

議案第 2号 令和8年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について

議案第 3号 令和8年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第 4号 令和8年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について

議案第 5号 令和8年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

議案第 6号 令和8年度旭市水道事業会計予算の議決について

議案第 7号 令和8年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について

議案第 8号 令和8年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について

議案第 9号 令和7年度旭市一般会計補正予算の議決について

- 議案第10号 令和7年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第11号 旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 旭市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について
- 議案第21号 旭市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議案第22号 指定管理者の指定について（飯岡福祉センター）
- 議案第23号 市道路線の認定について
- 議案第24号 旭市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第25号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第26号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第27号 専決処分の承認について（令和7年度旭市一般会計補正予算）

◎日程第6 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（宮内 保） 日程第6、施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 米本弥一郎 登壇）

○市長（米本弥一郎） 本日、ここに令和8年旭市議会第1回定例会を招集し、令和8年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

開会に当たり、旭市20周年事業及び新年度における市政運営について所信の一端を申し上げます。

本年度は、旭市20周年記念として、4月の袋公園桜まつりに始まり、8月の大相撲旭場所、2月1日に開催された旭市飯岡しおさいマラソンなど様々な事業を開催し、さらには、11月9日を「いい旭の日」として記念日に制定いたしました。また、11月には記念式典を挙行し、市内外から多くの方々に参列をいただきました。関係団体の皆様には多大なるご支援とご尽力をいただき、この場をお借りして改めて感謝を申し上げますとともに、心より御礼申し上げます。

この20年という節目の年を新たなスタートとして、次の10年、20年先の次世代へ豊かな旭をつないでいくために、今後とも市民の皆様や事業者の皆様と共に、全力を尽くしてまいります。

次に、新年度における市政運営について申し上げます。

初めに、総合戦略について申し上げます。

総合戦略については、まち・ひと・しごと創生法に基づき、急激な人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を図り、持続可能な社会の実現を目指すものであります。

第3期総合戦略は、国土強靱化地域計画と行政改革アクションプランとを一体化させた本市のまちづくりの指針であり、4月からは2年目に入ります。SDGsの推進やデジタル技術を効果的に活用しながら、将来都市像である「みんなで創る未来 ず〜っと大好きなまち旭 ～健康で心豊かな暮らし“ウェルビーイング”の向上～」が実現し、市民一人ひとりが健やかで幸せに満足した暮らしを送ることができるよう、全力で取り組んでまいります。

次に、重点プロジェクトのうち、令和8年度に取り組む重点施策を四つのプロジェクトに沿って申し上げます。

一つ目は、「旭ブランド創出プロジェクト」であります。

初めに、海業の推進について申し上げます。

海業については、旭市海業推進事業計画を本年3月に策定し、令和8年度には、千葉県が事業内容や区域等を決定する漁港施設等活用推進計画を策定いたします。県の推進計画策定後、事業者を公募する予定となっており、市といたしましては、引き続き参加意欲のある事業者を対象とした市場調査を行うとともに、海業の一つとして、釣り大会や直売などを試験的に開催し、市民や来訪者への事業周知に努めてまいります。

次に、園芸生産強化支援事業について申し上げます。

生産施設の整備や省力化機械の導入、A Iなどを活用したスマート農業の取組に対する千葉県補助事業に市として上乗せして補助を行い、産地力の強化や農業の高収益化に取り組んでまいります。

次に、新規就農総合支援事業について申し上げます。

国の補助制度に加え、市単独による補助事業を実施し、親元での就農者への支援や、市外からの新規就農者を積極的に受け入れるなど、農業者の確保と担い手の育成に取り組んでまいります。

次に、観光資源創出プロモーション事業について申し上げます。

本市の魅力を広く全国に発信するため、インスタグラムやユーチューブなどのSNSを活用した積極的な情報発信に加え、マスコミや旅行関連企業と連携し、景勝地や地元産品などを最大限に活用した観光資源の創出、さらには商談会等を通じて、本市を訪れることを目的とする旅行商品化にも取り組んでまいります。

次に、観光イベント事業について申し上げます。

本市では、四季折々のイベントが開催され、市内外から多くの観光客にお越しいただいております。旭の夏の風物詩である旭市七夕市民まつりや、大輪の花火が秋の夜空を彩るいいおかYOU・遊フェスティバルなど、地域の特性を生かしたイベントを中心に、元気な旭市をPRしてまいります。

次に、若者・女性の仕事づくりと雇用創出の強化、企業誘致等支援について申し上げます。

事業者のデジタル化支援事業については、専門家による伴走型の支援を通じて、業務効率化や働き方改革に直結するデジタルツールの導入を推進し、経営理念に基づいた持続的な成長を遂げられるよう支援していくとともに、引き続き多くの事業者に活用していただけるよう、事業の周知を徹底してまいります。

女性のデジタル人材育成については、本年度から実施した事業に対する受講者アンケートの意見を基に、今後はA Iの活用やウェブデザインなど、より実践的なスキルの習得を支援することで、自営型テレワーカーとしての自立と女性のデジタル分野への進出を後押ししてまいります。

企業誘致等支援事業については、市内において事業所の新設または増設などの一定の基準を満たす設備投資を行った企業に対して、税制面での優遇や雇用に対する奨励措置を講じることで、新規企業の誘致だけでなく、既存企業の事業規模拡大や市民の雇用確保についても、引き続き支援してまいります。

二つ目は、「こども・子育て応援プロジェクト」であります。

初めに、地域医療体制整備事業について申し上げます。

市民が安心して子育てできる環境づくりを推進するため、市内に小児科を開設、または診療科目として小児科を追加する医療機関に対し開業費用の一部助成を行い、引き続き小児科の誘致に取り組んでまいります。

なお、小児科・産科の医師、助産師によるオンライン医療相談については、登録者も順調に増えており、利用者から好評をいただいているところです。今後もより多くの皆様にご利用していただけるよう周知を図ってまいります。

次に、出産・育児支援について申し上げます。

こども家庭センターについては、母子保健と家庭児童分野の相談・支援を一体的に行うことにより、切れ目のない支援を目指し、子育て家庭の不安の解消に努めてまいります。

次に、特定不妊治療費助成事業について申し上げます。

不妊に悩む夫婦に対し、医療保険の対象とならない先進医療に係る費用の一部を助成し、治療に伴う経済的負担を軽減してまいります。

次に、放課後児童クラブ運営事業について申し上げます。

放課後児童クラブについては、専門的な知識と豊富な経験を持つ民間事業者を活用することで、より充実したサービスを提供し、児童・保護者が安全で安心して利用できる運営を推進してまいります。

三つ目は、「つながる地域づくりプロジェクト」であります。

初めに、移住・定住の促進について申し上げます。

本市に住みたい、住み続けたいと思う「旭のファン」を増やすため、市の魅力が伝わる情報発信とあわせて、定住促進奨励金の交付や移住に特化したウェブサイトの構築、民間企業のノウハウを活用した移住サポートセンターの運営などに取り組んでまいります。

次に、シティプロモーション推進事業について申し上げます。

本年1月に、中村雅俊監督の映画「五十年目の俺たちの旅」とタイアップしたロケツーリズム事業を実施し、市内外の多くの方に本市の魅力を効果的にアピールすることができました。今後も、公民連携による積極的なロケ誘致・支援に取り組み、撮影された作品を活用しながら、魅力的な情報を発信することでシティプロモーションを推進してまいります。

次に、ふるさと応援寄附推進事業について申し上げます。

令和7年度から、地元根差した商品開発と効果的なPRを得意とする中間事業者と契約

し、本事業を積極的に推進しております。今後は、今まで以上に特色ある返礼品の開発を進め、本市の魅力を全国に発信してまいります。

四つ目は、「“健やかで幸せな”暮らしを守るプロジェクト」であります。

初めに、保健・医療の充実について申し上げます。

がん検診事業については、がんの早期発見・早期治療につなげるため、受診しやすい検診体制の整備と、精密検査が必要となった方への確実な受診勧奨に取り組んでまいります。また、がん治療に伴う外見の変化により患者が抱える心理的及び経済的負担の軽減を図るため、がん患者アピアランスケア支援事業を新たに開始し、医療用補整具の購入等に対する助成を行うことで、社会生活の維持・向上を支援してまいります。

特定健康診査等事業については、国の制度である40歳から74歳に加え、本市独自の取組として、国民健康保険に加入している35歳から39歳の方を対象に含めた健康診断を実施しているところですが、4月からは対象年齢を19歳まで引き下げ、若年層の生活習慣病予防対策の充実を図ってまいります。

感染症予防対策事業については、乳幼児におけるRSウイルス感染症予防を目的とした、妊婦への母子免疫ワクチン接種が本年4月から定期接種となることから、本市においても円滑な接種につながるよう周知啓発に努めてまいります。

次に、震災復興・津波避難道路整備事業について申し上げます。

飯岡地域の横根三川線については、県道飯岡片貝線から国道126号までの区間で供用を開始しておりますが、残りの区間についても早期の完成を目指し、引き続き事業を進めてまいります。

次に、2050ゼロカーボンシティの推進について申し上げます。

令和7年6月2日に「ゼロカーボンシティあさひ」を宣言し、ホームページ等で啓発を行い、脱炭素社会の実現に向けて意識の醸成を図っているところです。引き続き、環境との共生とカーボンニュートラルに向けた取組を推進してまいります。

次に、令和8年度の基本施策の概要を、総合戦略に掲げた四つの基本目標に沿って申し上げます。

一つ目は、「魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり」であります。

初めに、農水産業の振興について申し上げます。

全国豊かな海づくり大会については、令和9年に開催される第46回大会に向けて各種準備を進めていくほか、大会推進委員会や千葉県、関係機関と連携し、機運の醸成や情報発信に

努めてまいります。

水田農業構造改革推進事業については、国際情勢に左右されない飼料用米等への転換を図り、地域の畜産農家と結びついた耕畜連携の取組を推進しております。主食用米の価格上昇の影響により、飼料用米等の取組面積が減少しているところではありますが、飼料用米を中心とした戦略作物の定着を支援し、再生産可能な米価の維持と水田農業の経営安定を図ってまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

商店街活性化推進事業については、市内の空き店舗活用や後継者の育成、各商店街が実施するイベントなどの商業活性化に向けた取組を支援してまいります。また、実店舗での開業を目指す者に対し、大規模小売店舗内での試験的な短期出店費用の助成を新たに開始し、新規出店の支援を拡充いたします。

二つ目は、「結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり」であります。

初めに、スポーツの振興について申し上げます。

あさひスポーツフェスティバルは、10月に市内複数のスポーツ施設で開催いたします。家族や友人と一緒に、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象とした体験型スポーツを実施し、一体感の醸成を図り、市民の健康保持・増進につなげてまいります。

また、本年から防災フェアを同時開催し、防災とスポーツを組み合わせ、防災を身近に感じながら、いざというときに役に立つ知識と技術を学ぶことができる防災スポーツなどを通じて、誰もが楽しく実感を持って防災に触れられる機会を提供します。同時開催することで、スポーツと防災を気軽に楽しみ、市民の健康増進と防災意識向上の相乗効果を期待し、健康で災害に強いまちづくりを推進してまいります。

パラ卓球ナショナルチームの合宿については継続して受入れを予定しており、世界トップクラスの選手からの技術指導や交流試合などを通して、共生社会への理解を促進してまいります。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

乳幼児健康診査事業については、子どもの発達上の課題を早期に発見し、就学への円滑な準備につなげるため、これまでの乳幼児健康診査に加え、5歳児健康診査を新たに開始いたします。これにより、子どもと保護者が安心して就学を迎えられるよう、関係機関と連携を図りながら支援を一層手厚くしてまいります。

保育所統合整備事業については、日の出保育所・とみうら保育所の統合に伴う日の出保育所の改修工事は、本日工事が完了いたします。今後、完成検査を行い、4月1日からの保育が実施できるよう準備を進めてまいります。

ゆたか保育所の解体撤去工事については、3月中旬に完了予定であり、順調に進捗しております。また、まんざい保育所については、昨年11月に園舎の屋根が一部落下したことにより、現在、古城保育所で合同保育を行っているところです。4月1日から古城保育所と統合する予定であり、関連議案を本定例会に提案し、審議をお願いしております。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

ひかた椿小学校については、令和9年4月の開校に向けて、学校運営などの具体的な協議や校舎などの施設改修を進めてまいります。海上地域小学校については、統合校となる嚶鳴小学校の改修工事に向けた実施設計業務やプールの解体工事を予定しております。

北統合中学校については、本年1月に代表者会議を設置し、今後は学校再編の可否のほか、統合校の位置、開校時期、名称について調査審議を進めていただきます。

また、新たに矢指小学校と富浦小学校を対象とした旭地域南小学校の再編について、各小学校に地域検討会議を設置し、協議を進めていく予定です。

今後も、将来を展望した適正規模・適正配置を考慮するとともに、保護者や地域の皆様と合意形成を図りながら学校再編を進めてまいります。

次に、芸術文化の振興・伝統文化の保存について申し上げます。

国指定文化財の大原幽学遺跡史跡公園については、整備基本計画に基づき、雨水排水対策として排水整備や急傾斜地の保全工事、公園北側駐車場等の整備を進めてまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

地域の文化・スポーツ団体等が行う中学校休日部活動の地域移行の推進については、本年9月のスタートに向けて準備を進めているところです。地域移行に当たっては、これまで学校の部活動が担ってきた教育的意義と役割を継承しつつ、子どもたちの多様な活動体験の機会の確保と、将来にわたり継続できる環境の整備に努めてまいります。

三つ目は、「ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集いつながるまちづくり」であります。

初めに、交流の促進について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業については、大原幽学先生ゆかりの水田を活用し、市民と都市住民が米作り体験などを通じて農業の魅力を感じていただくとともに、本市の豊富な農畜

水産物のPRを図ってまいります。

スポーツ交流については、世界ユース卓球選手権大会日本代表選手選考会やぼるぼる、旭市飯岡しおさいマラソン大会などを通じて、本市の知名度アップと都市住民等との交流を深めてまいります。

次に、旭市イメージアップキャラクター活用事業について申し上げます。

本市のイメージアップキャラクターである「あさピー」は幅広い年齢層に人気があり、イベントへの参加やSNSを通して観光情報などのPRに活躍しております。1月には、私もあさピーと一緒に職員募集動画をInstagramに投稿し、閲覧数が12万回を超える反響を集めたところであり、今後も、あさピーを活用した本市の情報発信に取り組んでまいります。

次に、安全で快適な道路の整備について申し上げます。

南堀之内バイパス整備事業については、3月中旬の全線供用開始を予定しております。谷丁場遊正線整備事業については、銚子連絡道路インターチェンジに接続する都市計画道路谷丁場遊正線の延伸整備に向けて、測量及び設計を行っているところです。引き続き、関係機関と協議を図りながら事業を進めてまいります。

次に、安全・安心な水の供給について申し上げます。

水道事業については、旭市水道事業ビジョンに基づき、基幹管路及び基幹施設の耐震化を進め、安全・安心な水道水を供給してまいります。

次に、居住環境の充実について申し上げます。

都市計画については、将来にわたり安全で秩序ある良好なまちづくりを推進するため、市全域を都市計画区域とする見直しを進めているところであり、千葉県との協議も順調に進んでおります。最終的な決定の時期は、千葉県の都市計画の見直し時期と重なったことから本年夏頃となる予定で、千葉県都市計画審議会等を経て決定される見込みとなっております。

公共下水道及び農業集落排水については、経営戦略に基づき、適正な施設の維持管理を続け、暮らしやすい居住環境の確保に努めてまいります。

冠水対策排水整備事業については、旭地域イ地区の排水整備が本年度末で事業完了となる予定です。また、旭地域ハ地区及び海上地域後草地区の2地区についても、浸水被害の解消や緩和を図るため計画的に事業を進めてまいります。

四つ目は、「将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり」であります。

初めに、保健・医療の充実について申し上げます。

滝郷診療所については、今後の常勤の医師が招聘できたことから、現在、4月からの診療体制について調整を図っているところです。今後も充実した地域医療を提供し、市民の健康維持・増進に貢献するとともに、健全な運営に努めてまいります。

次に、地域包括ケアシステムの推進について申し上げます。

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスを切れ目なく提供するための地域包括ケアシステムの充実を図るとともに、高齢化により増加する認知症の人や、その家族への早期支援を行ってまいります。

次に、障害者福祉の充実について申し上げます。

障害のある人が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らしていけるよう、引き続き必要な方が必要なサービスを受けられる体制を確保するとともに、それぞれに合った在宅生活や日中活動、地域生活サービスなどの障害者福祉施策を推進してまいります。

次に、消防・防災力の強化について申し上げます。

消防施設整備事業については、新町地先にある老朽化した防火水槽を解体し、地上型耐震性貯水槽を設置することで、火災発生時の迅速な消火体制を確保いたします。

消防車両整備事業については、老朽化し機能低下した消防署配備の指揮車を更新し、消防・防災力の強化に取り組んでまいります。

次に、消費者の保護について申し上げます。

消費者保護対策については、成年年齢の引下げや悪質な詐欺商法など、多様化する消費者トラブル等に対応するため、消費生活相談員のスキルアップに向けた各種研修の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、消費生活センターにおける相談体制のさらなる充実に努めてまいります。

次に、廃棄物の減量化と資源の有効活用について申し上げます。

ごみの減量化推進事業については、廃棄物の発生を抑制し、限りある資源を有効的に活用する循環型社会の実現に向け、今後も市民や事業者の皆様によるごみの減量化や3Rの取組を支援してまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

洋上風力発電の推進については、自然エネルギーの有効活用を推進するため、令和7年10月に「準備区域」として整理された旭市沖の海域について、早期の「促進区域」としての指定に向けて、関係機関と協力して取り組んでまいります。

次に、飼い主のいない猫の対策について申し上げます。

これまで本市では、望まない繁殖の防止や遺棄防止のため、飼い犬や飼い猫の不妊・去勢手術費用の一部を助成してまいりましたが、飼い主のいない猫による生活環境被害を防止するため、新たに対象を拡充し、飼い主のいない猫についても手術費用の助成を行い、市民の良好な生活環境の保全とともに、動物愛護思想の普及に努めてまいります。

次に、行政改革の推進について申し上げます。

行政改革の推進については、第5次旭市行政改革アクションプランを指針として、将来にわたって持続可能な行財政運営基盤の確立が図れるよう、事業の必要性と効果を検証するなど、職員一丸となり取り組んでまいります。

自主財源の安定的な確保については、税を中心とした債権の回収を積極的に取り組んでまいります。市民負担の公平性を確保するため、債権所管課相互の連携を図りながら、徹底した収納業務に努めてまいります。

自治体DXについては、国の自治体DX推進計画の方針を踏まえ、第3期総合戦略をはじめとした各種計画等を下支えする分野横断的な市の取組方針として、旭市DX推進計画を策定いたしました。少子高齢化や人口減少という厳しい状況の中でも、自治体としての機能を維持し、持続可能な市民サービスを提供していくために、市民・産業・行政の三つの視点から、本市のDXを推進してまいります。

公共施設については、旭市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、類似施設の統廃合等により最適な配置を進めていくとともに、機能停止等の未然防止や更新費用の平準化を図るため、予防保全と長寿命化に取り組んでまいります。

また、未利用市有財産については、売却処分または民間事業者による活用を進め、管理経費の節減と財源の確保を図ってまいります。

次に、国の地方創生臨時交付金を活用した支援策について申し上げます。

「強い経済を実現する総合経済対策」を踏まえ、本市独自の支援策として、全市民に1人当たり1万1,500円の給付とプレミアム率20%付商品券の発行、さらには水道基本料金2か月分の減免の3事業を予定しております。

次に、令和8年度予算編成方針について申し上げます。

本市の財政状況は、令和7年度も引き続き健全な財政状況を維持しておりますが、物価高騰の継続や、人事院勧告に基づく人件費の増などに伴い、経常的経費が増加しており、財政調整基金の繰入れも増加傾向にあることから、財政状況は年々厳しさを増している状況であ

ります。

令和8年度の歳入は、雇用・所得環境の改善や、景気が緩やかながら回復基調にあることから、市税の増収が期待できるものの、物価上昇の継続や米国の通商政策などの世界情勢が景気を下押しする可能性もあることから、先の見通しは不透明であり、依然として予断を許さない状況であります。

一方、歳出においては、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増加や老朽化が進むインフラ、公共施設等の維持更新にかかる支出の増加、物価高騰の継続による経常的経費の増加などが引き続き想定されることから、以前にも増して財政負担が避けられない状況であります。

このような状況を踏まえ、令和8年度の予算編成に当たっては、社会情勢や国の動向、市民ニーズを的確に捉えながら、必要な事業を見極め、最も効果的・効率的な手法を選択し、事業の総量の最適化を進め、「チーム旭でまちづくり」の理念の下、市民一人ひとりが健やかで幸せに満足した暮らしを送ることができ、ずっと住み続けたいと思ってもらえるまちづくりを持続的にを行い、将来世代に責任を持って引き継いでいくための予算編成方針としたところです。

この予算編成方針に基づき、将来都市像である「みんなで創る未来 ず〜っと大好きなまち旭 ～健康で心豊かな暮らし“ウェルビーイング”の向上～」の実現を目指して、一般会計の予算を328億2,000万円としたものであります。

特別会計は、病院事業債管理、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業で192億2,000万円、企業会計は、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業で39億7,824万8,000円となり、市全体の当初予算の規模を560億1,824万8,000円としたところであります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第1号は、令和8年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算の規模は、歳入歳出それぞれ328億2,000万円とするものであります。

歳入の主なものは、1款市税に82億2,247万7,000円、10款地方交付税に96億7,000万円、14款国庫支出金に43億1,680万円、15款県支出金に23億6,459万3,000円、21款市債に16億2,900万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2款総務費に41億5,905万1,000円、3款民生費に117億725万8,000円、4款衛生費に43億7,527万6,000円、6款農林水産業費に10億5,421万2,000円、8款土木費に21億175万1,000円、9款消防費に12億8,950万7,000円、10款教育費に37億3,989万1,000円、12款公債費に35億4,516万3,000円を計上したところであります。

議案第2号は、令和8年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決についてでありまして、予算規模を歳入歳出それぞれ38億4,500万円とするものです。

議案第3号は、令和8年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ事業勘定で80億3,400万円、施設勘定で8,100万円とするものであります。

議案第4号は、令和8年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ10億7,200万円とするものであります。

議案第5号は、令和8年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ61億8,800万円とするものであります。

議案第6号は、令和8年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、事業収益を17億1,096万2,000円と予定いたしました。

議案第7号は、令和8年度旭市公共下水道事業会計予算の議決についてでありまして、事業収益を5億8,099万2,000円と予定いたしました。

議案第8号は、令和8年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決についてでありまして、事業収益を9,305万円と予定いたしました。

議案第9号は、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ18億9,800万円を追加し、予算の総額を376億3,500万円とするものであります。

議案第10号は、令和7年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出それぞれ1億5,100万円を追加し、予算の総額を61億4,200万円とするものであります。

議案第11号は、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、猟友会及び地元住民による「旭市鳥獣被害対策実施隊」を設置するに当たり、所要の改正を行うものであります。

議案第12号は、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号は、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく地域手当の支給率の改定などに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、子ども・子育て支援金制度が創設され、令和8年4月1日に地方税法の一部改正が施行されること等に伴い所要の改正を行うものです。

議案第15号は、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、保育所の統合に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、旭市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、長寿祝金の受給資格者及び祝金の額の見直しに当たり、所要の改正を行うものであります。

議案第17号は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、妊産婦付加金制度を廃止するため所要の改正を行うものであります。

議案第18号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、老朽化した双葉団地の一部を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第19号は、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第20号は、旭市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定についてでありまして、根拠法令である地方青少年問題協議会法の要件が緩和され、当協議会の役割の機能重複等により条例を廃止するものです。

議案第21号は、旭市過疎地域持続的発展計画の策定についてでありまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき策定した現計画が、令和8年3月末をもって計画期間が終了するため、次期市町村計画を新たに策定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号は、指定管理者の指定についてでありまして、飯岡福祉センターの指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第23号は、市道路線の認定についてでありまして、開発行為による2路線を認定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号は、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現委員のうち識見を有する委員として選任した委員1名の任期が本年3月31日をもって満了となるため、後任の委員を選任するに当たり議会の同意を求めるものであります。

私は、宮内敏之氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第25号及び議案第26号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、令和8年6月30日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

私は、金杉光信氏及び平山保幸氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第27号は、専決処分の承認についてでありまして、令和7年度旭市一般会計補正予算（第5号）について、衆議院の解散に伴う選挙執行経費について専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

以上、新年度を迎えるに当たり市政運営に対する基本的な考え方をお示しし、重点的に取り組む施策の概要とともに、今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。

詳しくは事務担当者から説明し、またご質疑に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮内 保） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

会議は途中ですが、ここで11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時 0分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 議案の補足説明

○議長（宮内 保） 日程第7、議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 池田勝紀 登壇）

○財政課長（池田勝紀） 議案第1号、令和8年度旭市一般会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

1ページ目をお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を328億2,000万円と定めるもので、対前年度13億8,000万円、4.0%の減となりました。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債につきましては、後ほど説明いたします。

第4条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を、給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

9ページをお願いします。

第2表、債務負担行為です。

表の一番上、農業近代化資金利子補給から一番下のスクールバス運行業務委託料まで11項目ございまして、それぞれ記載のとおり、期間と限度額を設定するものです。

10ページをお願いいたします。

第3表、地方債です。

起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものです。

一番下の計になります。総額として16億2,900万円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

ここからは一般会計予算に関する説明書に沿って説明いたします。

15ページをお願いします。

歳入になります。予算の内容について、前年度と比較しながら主なものを説明いたします。

1款市税のうち、1項1目個人市民税は34億8,306万円、対前年度比7.9%の増を見込みました。

2目法人市民税は3億4,907万3,000円、対前年度比2.1%の減を見込みました。

2項1目固定資産税は32億9,594万5,000円、対前年度比2.3%の増を見込みました。

16ページをお願いいたします。

中段になります。3項軽自動車税のうち、1目環境性能割は296万2,000円、対前年度比80.9%の減を見込みました。減の要因は、環境性能割が廃止となることによるものです。

2目種別割は2億5,422万円、対前年度比2.3%の増を見込みました。

4項1目市たばこ税は5億5,545万9,000円、対前年度比0.9%の増を見込みました。

17ページをお願いします。

下のほうになります。2款地方譲与税です。この2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までは、国の地方財政計画や県の推計などを考慮して予算額を見込んでおります。

主なものを申し上げます。

2款1項1目地方揮発油譲与税は5,500万円、対前年度比27.6%の減を見込みました。減の要因は、当分の間税率、いわゆる暫定税率が廃止となることによるものです。なお、廃止による減収分につきましては、後ほど説明いたします地方特例交付金で補填されます。

一番下になります。2項1目自動車重量譲与税は2億6,900万円、対前年度比6.7%の増を見込みました。

18ページをお願いいたします。

中段やや下になります。3款1項1目利子割交付金は3,300万円、対前年度比450.0%の増を見込みました。増の要因は、県の推計に基づくものになりますが、預貯金の金利の上昇を見込んだことによるものです。

一番下になります。4款1項1目配当割交付金は8,300万円、対前年度比50.9%の増を見込みました。増の要因は、県の推計に基づくものになりますが、株式等の配当の増を見込んだことによるものです。

19ページをお願いいたします。

中段やや下になります。7款1項1目地方消費税交付金は18億8,600万円、対前年度比5.5%の増を見込みました。

一番下になります。8款1項1目環境性能割交付金は1,000円、対前年度比99.9%の減を見込みました。減の要因は、環境性能割が廃止となることによるものです。なお、廃止による減収分につきましては、次に説明いたします地方特例交付金で補填されます。

20ページをお願いします。

一番上、9款1項1目地方特例交付金は1億2,600万円、対前年度比152.0%の増を見込みました。増の要因は、先ほど説明いたしました地方揮発油譲与税と環境性能割の減収補填分によるものです。

10款1項1目地方交付税は96億7,000万円、対前年度比3.4%の増を見込みました。内訳については、説明欄1、普通交付税は地方財政計画の伸びなどから、85億2,000万円、対前年度2億5,000万円の増を見込み、説明欄2、特別交付税は11億5,000万円、対前年度7,000万円の増を見込みました。

続いて一番下、12款分担金及び負担金です。

21ページをお願いします。

上のほうになります。1項2目衛生費負担金は5,630万7,000円で、対前年度比26.8%の増となっております。増の主な要因は、一番右、説明欄2、廃棄物収集運搬費用負担金の増によるものです。

続いて、13款使用料及び手数料です。

1項3目衛生使用料は1,913万9,000円で、対前年度比44.3%の増となっております。

一番下、4目農林水産業使用料は91万7,000円で、対前年度比78.8%の増となっております。

22ページをお願いいたします。

一番上、5目商工使用料は1,646万6,000円で、対前年度比22.5%の増となっております。

7目教育使用料は724万6,000円で、対前年度比20.7%の増となっております。使用料の増の主な要因は、使用料の改定に伴うものになります。

23ページをお願いします。

一番下になります。14款国庫支出金です。

1項1目民生費国庫負担金は28億6,048万6,000円で、対前年度比2.6%の減となっております。

次のページになります。

中段の左右、中ほどになります。減の主な要因は、3節児童福祉費国庫負担金の右、説明欄2、児童手当負担金の減などによるものです。

下のほうになります。2項1目総務費国庫補助金は1億3,366万2,000円で、対前年度比66.3%の減となっております。減の主な要因は、右側説明欄4、デジタル基盤改革支援補助金において、前年度にありました自治体情報システムの標準化に係る部分がなくなったことによる減などです。

一番下、2目民生費国庫補助金は9億914万4,000円で、対前年度比10.2%の増となっております。

次のページをお願いします。

増の要因は、左右中ほど2節児童福祉費国庫補助金の右側、説明欄3、子どものための教育・保育給付交付金の増などによるものです。

下のほうになります。5目土木費国庫補助金は1億3,918万4,000円で、対前年度比26.3%の減となっております。

26ページをお願いいたします。

一番上、7目教育費国庫補助金は2億23万5,000円で、対前年度比3.3%の減となっております。

27ページをお願いします。

続きまして、15款県支出金です。

一番下、2項2目民生費県補助金は3億5,306万1,000円で、対前年度比34.6%の減となっ

ております。

次のページになります。減の主な要因は、左右中ほど、2節老人福祉費県補助金の右側、説明欄4、介護施設等整備事業交付金の減などによるものです。

一番下、4目農林水産業費県補助金は3億7,319万8,000円で、対前年度比11.3%の増となっております。

次のページをお願いします。

増の主な要因は、一番右、説明欄の11、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金の増などによるものです。

7目消防費県補助金は80万7,000円で、対前年度比87.7%の減となっております。減の主な要因は、一番右、説明欄の2、千葉県地域防災力充実・強化補助金の減などによるものです。

一番下、8目教育費県補助金は1億6,879万1,000円で、対前年度比9.8%の減となっております。減の主な要因は、前年度にありました児童・生徒のタブレット端末購入に係る補助金がなくなったことによる減です。

30ページをお願いします。中段やや上になります。

3項1目総務費委託金は1億2,028万8,000円で、対前年度比34.2%の減となっております。減の主な要因は、左右中ほど、4節選挙費委託金で、前年度にありました参議院議員選挙費委託金がなくなったことや、その次の5節統計調査費委託金で、前年度にありました国勢調査費委託金がなくなったことによる減です。

33ページをお願いします。

続いて、16款財産収入です。

一番上、2項1目不動産売払収入は42万9,000円で、対前年度比96.1%の減となっております。これは、一番上、説明欄1、土地売払収入の減によるものです。

続いて、中段の17款寄附金です。

1項1目総務費寄附金は3億6,200万円で、対前年度比28.3%の減となっております。これは、説明欄1、ふるさと応援寄附金の見込みの減によるものです。

34ページをお願いします。

続いて、18款繰入金です。

基金からの繰入金について主なものを申し上げます。

一番上、2項1目財政調整基金繰入金は5億800万円、前年度比62.4%の減となっております。

ます。

2目減債基金繰入金は5億円で計上しております。公債費負担の平準化を図るため、令和8年度初めて繰入れを行うものになります。

6目ふるさと応援基金繰入金は3億7,000万円、対前年度54.2%の増となっております。

7目道の駅整備基金繰入金は886万円で計上しております。道の駅季楽里あさひの改修工事のため、令和8年度初めて繰入れを行うものになります。

35ページをお願いします。

19款1項1目繰越金は4億円で、対前年度比20.0%の減となっております。

38ページをお願いいたします。

中段になります。21款市債です。

1項2目民生債は8,070万円で、対前年度比57.0%の減となっております。これは、一番右、説明欄1、児童福祉施設改修事業債において、前年度にありました、とみうら保育所と日の出保育所の統合に伴う、日の出保育所の改修に係る分がなくなったことによる減です。

39ページをお願いいたします。

5目土木債は3億5,940万円で、対前年度比61.3%の減となっております。減の主な要因は、令和7年度で合併特例債の発行が終了したことに伴う冠水対策排水整備事業債の減や、前年度にありました蛇園南地区排水路整備事業債や、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業債がなくなったことによる減です。

6目消防債は4,900万円で、対前年度比94.9%の減となっております。減の主な要因は、前年度にありました救助工作車の更新に係る分や防災行政無線の整備に係る分がなくなったことによる減です。

7目教育債は8億6,030万円で、対前年度比193.9%の増となっております。これは左右中ほど、2節小学校債の説明欄1、小学校大規模改造事業債におけるひかた椿小学校の大規模改造工事分の増などによるものです。

市債の合計は16億2,900万円で、対前年度10億8,620万円、40.0%の減となっております。

以上で歳入の説明を終わります。

42ページをお願いいたします。

歳出について、前年度と比較しながら主なものを説明いたします。

1款1項1目議会費は2億2,503万8,000円で、対前年度比1.8%の増となっております。

飛びまして、58ページをお願いいたします。

2款総務費です。

一番下になります。1項6目財産管理費は3億606万2,000円で、対前年度比337.6%の増となっております。

60ページをお願いします。

増の主な要因は、一番右、説明欄の3、減債基金積立金において令和8年度の普通交付税の算定費目に新設されました臨時財政対策債償還基金費の分を積立てすることによるものです。

7目企画費は7億2,886万9,000円で、対前年度比22.5%の減となっております。

次のページをお願いします。

一番右下になります。減の主な要因は、説明欄4、ふるさと応援寄附推進事業と、63ページをお願いします。一番右下になります説明欄7、ふるさと応援基金積立金がふるさと応援寄附の見込みの減により、減となったことなどによるものです。

続いて、64ページをお願いいたします。

8目電子計算費は3億9,224万1,000円で、対前年度比35.4%の減となっております。減の主な要因は、右側、説明欄2、電算システム運用事業において、前年度にありました自治体情報システムの標準化に係る費用がなくなったことによるものです。

また少し飛びまして、70ページをお願いします。

11目諸費は3,148万9,000円で、対前年度比35.5%の減となっております。減の主な要因は、前年度にありました旭市20周年記念事業がなくなったことによる減です。

また飛びまして、82ページをお願いします。

中段やや下になります。5項2目委託統計調査費は399万2,000円で、対前年度比89.3%の減となっております。減の主な要因は、前年度にありました5年に一度の国勢調査がなくなったことによる減です。

また飛びまして、91ページをお願いします。

3款民生費です。

1項2目障害者福祉費は20億2,884万6,000円で、対前年度比7.2%の増となっております。

またすみません飛びまして、101ページ、2項3目生活支援費は4,141万8,000円で、対前年度比83.6%の減となっております。減の主な要因は、前年度にありました地域密着型サービス拠点等整備事業がなくなったことによる減です。

104ページをお願いします。

3項1目児童福祉総務費は16億3,772万2,000円で、対前年度比10.5%の増となっております。増の主な要因は、107ページをお願いします。

右上になります。説明欄10、新規事業の乳児等通園支援事業や、また飛んで111ページ、中段になります。説明欄19、新規事業の民間教育・保育施設改築等事業の増などによるものです。

114ページをお願いします。

3目児童措置費は11億3,629万円で、対前年度比12.4%の減となっております。減の要因は、右側、説明欄1、児童手当給付事業で子どもの数が減少したことによる減です。

115ページをお願いします。

5目障害児福祉費は3億7,167万9,000円で、対前年度比23.8%の増となっております。増の主な要因は、右側、説明欄1、障害児通所支援事業の増によるものです。

一番下、6目保育所費は23億1,240万8,000円で、対前年度比1.6%の増となっております。飛びまして、126ページをお願いします。

4款衛生費です。

1項1目保健衛生総務費は26億4,173万1,000円で、対前年度比2.6%の増となっております。

131ページをお願いいたします。中段の右側になります。増の主な要因は説明欄12、旭中央病院負担金の増などによるものです。

2目予防費は3億3,738万8,000円で、対前年度比8.4%の減となっております。

135ページをお願いします。

減の主な要因は、説明欄7、感染症予防対策事業の減によるものです。

少し飛びまして、141ページをお願いいたします。

4目環境衛生費は10億1,617万3,000円で、対前年度比5.5%の減となっております。

145ページになります。

減の主な要因は、中段やや下の右側、説明欄9、火葬場運営事業において、前年度にありました空調設備の更新などの改修工事がなくなったことなどによるものです。

続いて152ページをお願いします。

5款労働費です。

1項1目労働諸費は699万2,000円で、対前年度比4.0%の増となっております。

157ページをお願いします。

6款農林水産業費です。下になります。

1項2目農業総務費は2億2,818万2,000円で、対前年度比11.4%の増となっております。

159ページをお願いします。増の主な要因は、右側、説明欄4、道の駅季楽里あさひ管理費で改修工事があることによる増などです。

一番下、3目農業振興費は2億6,847万4,000円で、対前年度比30.7%の減となっております。

161ページをお願いします。

中段やや下になります。減の主な要因は、説明欄4、水田農業構造改革推進事業の減や、次のページをお願いします。説明欄7、園芸生産強化支援事業の減などによるものです。

164ページをお願いします。

中段やや下、4目畜産振興費は1億237万5,000円で、対前年度比67.5%の増となっております。

次のページをお願いします。

増の主な要因は、中段の右側、説明欄4、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業の増などによるものです。

168ページをお願いします。

2項1目林業総務費は3,659万4,000円で、対前年度比28.5%の増となっております。

次のページをお願いします。

右下になります。増の主な要因は、説明欄4、有害鳥獣駆除事業の増などによるものです。

170ページをお願いします。

下になります。3項1目水産業総務費は6,557万8,000円で、対前年度比48.4%の減となっております。

172ページをお願いします。中段やや下になります。

減の主な要因は、説明欄7、漁業振興基金積立金において、洋上風力発電事業撤退に伴い、出捐金がなくなったことによる減などです。

177ページをお願いします。

7款商工費です。

1項2目商工振興費は1億6,170万7,000円で、対前年度比4.7%の減となっております。

次のページをお願いします。

減の主な要因は、上のほう、説明欄5、商業活性化推進事業の減などによるものです。

180ページをお願いします。

3目観光費は1億3,129万1,000円で、対前年度比6.1%の減となっております。

183ページをお願いします。

右下になります。減の主な要因は、説明欄4、観光イベント事業で、前年度にありました七夕市民まつりやYOU・遊フェスティバルへの補助金の、20周年記念分の上乗せがなくなったことなどによるものです。

少し飛びまして、190ページをお願いします。

8款土木費です。一番下になります。2項3目道路新設改良費は5億6,954万3,000円で、対前年度比50.7%の減となっております。

次のページになります。

中段やや上になります。減の主な要因は、説明欄2、道路新設改良事業の減や、下に行きまして、説明欄3、冠水対策排水整備事業の減、前年度までありました蛇園南地区排水路整備事業や、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業がなくなったことによる減などです。

続いて192ページをお願いします。

一番下になります。4目橋梁維持費は1億1,951万5,000円で、対前年度比98.2%の増となっております。増の要因は、右側、説明欄1、橋梁長寿命化修繕事業における駒込橋の改修工事などに伴う増によるものです。

次のページ、193ページをお願いします。

3項1目都市計画総務費は1億558万5,000円で、対前年度比47.1%の減となっております。減の主な要因は、右側、説明欄2、都市計画総務事務費において、前年度までありました都市計画見直し業務がなくなったことによる減などです。

また少し飛びまして、204ページをお願いします。

9款消防費です。

1項1日常備消防費は11億8,173万2,000円で、対前年度比19.5%の減となっております。

206ページをお願いします。

中段右側になります。減の主な要因は、説明欄4、消防車両整備事業において、前年度にありました救助工作車の更新がなくなったことや、その下、説明欄5、消防広域化・共同化基盤整備事業の減などによるものです。

2目非常備消防費は6,789万4,000円で、対前年度比28.7%の減となっております。減の主な要因は、前年度にありました消防団車両整備事業がなくなったことによる減です。

209ページをお願いします。

3目災害対策費は3,988万1,000円で、対前年度比93.1%の減となっております。

211ページをお願いします。

減の主な要因は、説明欄3、防災行政無線等整備事業において、前年度で防災無線の改修工事が完了したことによる減です。

214ページをお願いします。

10款教育費です。下になります。1項2目事務局費は4億2,643万2,000円で、対前年度比39.8%の減となっております。

少し飛びまして、220ページをお願いします。

中段になります。減の主な要因は、説明欄11、教育の情報化推進事業において、前年度にありました小・中学校の児童・生徒のタブレット端末の更新がなくなったことによる減です。

222ページをお願いします。

下になります。2項小学校費の1目学校管理費は12億1,382万2,000円で、対前年度比67.4%の増となっております。

225ページをお願いします。

一番右下になります。増の主な要因は、説明欄4、小学校統合整備事業によるもので、ひかた椿小学校の大規模改造工事や、(仮称)海上地域小学校の大規模改造工事の実施設計などによる増です。

また少し飛びます。236ページになります。

下になります。4項1目社会教育総務費は2億3,222万3,000円で、対前年度比11.6%の増となっております。

241ページをお願いします。

増の主な要因は、右側、説明欄9、部活動地域クラブ運営事業の民間委託に伴う増などによるものです。

またちょっと飛びまして、248ページをお願いします。

下のほうになります。6目公民館費は1億582万7,000円で、対前年度比33.4%の減となっております。減の主な要因は、右側、説明欄2、海上公民館管理費において、前年度にありましたホールの空調設備の更新工事がなくなったことなどによるものです。

少し飛びまして、255ページをお願いします。

一番下になります。9目大原幽学記念館費は1億8,184万9,000円で、対前年度比69.7%の

増となっております。

259ページをお願いいたします。

中段、右側になります。増の主な要因は、説明欄5、大原幽学遺跡史跡公園整備事業における排水・斜面保全等整備工事や、記念館駐車場整備工事などに伴う増によるものです。

また飛びます、274ページをお願いします。

12款公債費です。

1項1目元金は33億5,162万4,000円で、対前年度比5.7%の増、2目利子は1億9,353万9,000円で、対前年度比41.9%の増となっております。

276ページをお願いします。

13款諸支出金です。中段になります。2項1目水道事業公営企業費は1億6,238万円で、対前年度比17.2%の増となっております。増の要因は、右側、説明欄1、水道事業会計繰出金において、水道事業会計の管路等の耐震化工事の増に伴い、出資金が増となったことによるものです。

278ページをお願いします。

14款の予備費です。予備費は前年度と同額の5,000万円を計上しております。

以上で歳出についての説明を終わります。

279ページをお願いします。ここからは給与費明細書となっております。

1、特別職の表は、長等、議員、その他の特別職について本年度と前年度を比較したものです。一番下の比較の欄になります。左側、職員数は前年度と比べて、その他の特別職が432人の減となり、合計金額は右側599万8,000円の減となっております。

280ページをお願いします。

続いて、2、一般職のうち(1)の総括は、一般職の職員数、給与費、共済費について前年度と比較したものです。

次の281ページをお願いします。

上の表になります。こちらは、一般職のうちア、会計年度任用職員以外の職員の表になります。会計年度任用職員以外の本年度の給与費等の合計は、右側になります49億5,474万円で、前年度との比較では、右下の1億7,965万3,000円の増となっております。

282ページをお願いします。

上の表になります。こちらは、イ、会計年度任用職員の表となっております。左側、職員数は会計年度任用職員の数で、会計年度任用職員の本年度の給与費等の合計は、右側になり

ます9億8,368万6,000円で、前年度との比較では、右下になります2億2,613万6,000円の減となっております。

次の、283ページの(2)給料及び職員手当の増減額の明細以降、その他の内容については記載のとおりでございます。

287ページをお願いします。

ここからは債務負担行為に関する調書で、前年度までに設定したのもも含め令和8年度以降の支出予定額等を記載したものです。

290ページをお願いします。

この表は、地方債の令和8年度末における現在高の見込みに関する調書です。

一番下の計の欄をご覧ください。

左から順に、令和6年度末の現在高が275億8,817万4,000円、その右が令和7年度末の現在高見込額で279億4,601万5,000円、その右が令和8年度中の起債見込額で、こちらは市債の予算額となりまして16億2,900万円、その右が令和8年度中の元金償還見込額で、こちらは公債費の元金償還の予算額となりまして、33億5,162万4,000円、一番右が令和8年度末の現在高見込額で262億2,339万1,000円となっております。

続きまして、当初予算の概要について説明いたしますので、タブレットの当初予算の概要のファイルをお開きください。

こちらは、令和8年度当初予算に係る補足資料になります。

まず、予算編成方針と予算の規模としまして、2ページをお願いします。

こちらが予算編成方針になります。

続いて4ページをお願いいたします。

こちらが予算の規模で、市全体の会計の前年度との比較の表となっております。

5ページをお願いいたします。

ここからは一般会計の当初予算の概要になります。

6ページになります。

まず、歳入になります。

ページ左側が、主な歳入科目の予算の対前年増減などをまとめたもの、ページの右側が款ごとの前年度予算額との比較表となっております。

7ページをお願いします。

歳出になります。

こちらは目的別になります。歳入と同じく、ページ左側が主な目的別の予算の対前年増減などをまとめたもの、ページの右側が目的別ごとの前年度予算額との比較表になっております。

8ページをお願いします。

こちらは歳出の性質別になります。ページ左側が主な性質別の予算の対前年増減などをまとめたもの、ページの右側が性質別ごとの前年度予算額との比較表になっております。

9ページになります。

ここからは、令和8年度一般会計予算の主要事業になります。

こちらは主要事業の一覧となっております。

表の部分ですが、左から、本資料における掲載ページ、主要事業の通し番号、事業名、総合戦略の基本目標の位置づけ、一番右が担当課となっております。右側の一番下、学校給食費の完全無償化を含む、全部で36事業を主要事業として本資料に掲載しております。

10ページをお願いします。

ここからは主要事業の個表になります。

一つのページに、原則上下で2事業を掲載しております。一つの事業につき、上から主要事業の通し番号、事業名、予算書のページ番号、科目、担当課、SDGsのアイコン、予算額として事業費と財源内訳。その下、事業の概要と本年度の事業内容という構成となっております。

飛びまして、21ページをご覧ください。

事業によりましては、こちらのページのように上段に個表、下段や、次のページに図面などの参考資料を添付しているものがございます。

29ページをお願いいたします。

下段に学校給食費の完全無償化がございます。こちらは事業ではなく歳入の負担金の減であることから、個表の色を他の事業とは違う色にしておりまして、予算額の欄は事業費や財源内訳ではなく、負担軽減額を表示しております。

当初予算の概要については以上になります。

以上で議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 榎澤 茂 登壇）

○企画政策課長（榎澤 茂） 議案第2号、令和8年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

タブレットの1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億4,500万円と定めるものです。

少し飛びまして、9ページをお願いいたします。

歳入になります。

1款諸収入として、貸付金元利収入22億9,500万円を計上いたしました。これは、病院事業債の元利償還金分として旭中央病院からのものとなります。

2款市債として病院債15億5,000万円を計上いたしました。これは、旭中央病院が施設設備や医療機器などを整備するために貸し付ける長期貸付金の財源として借り入れるものです。

10ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款事業費ですが、貸付金として15億5,000万円を計上いたしました。これは、歳入で計上しました病院債をそのまま旭中央病院に貸し付けるものです。

2款公債費は、1目元金19億3,693万7,000円及び2目利子3億5,806万3,000円、合わせて22億9,500万円を計上いたしました。これは、歳入で計上しました貸付金元利収入をそのまま償還するものです。

11ページをお願いいたします。

ただいま説明申し上げました歳入歳出の結果、令和8年度末の病院事業債現在高見込額は、表の一番右側になりますが、198億2,434万円と見込んでおります。

以上で議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第3号、議案第4号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 大網久子 登壇）

○保険年金課長（大網久子） 議案第3号、令和8年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ事業勘定80億3,400万円、施設勘定8,100万円と定めるものです。

第2条は、一時借入金の限度額を事業勘定1億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算中、款内において流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

2ページから12ページまでは、歳入歳出予算の款項ごとの予算及び事項別明細書の総括でありますので、説明を省略させていただきます。詳細につきましては、13ページ以降でご説明いたします。

初めに、事業勘定の歳入についてご説明いたします。

歳入ですが、社会保険の適用拡大等により被保険者数は減少する見込みであるものの、課税限度額の引上げ及び収納率の向上、また、新たに創設される子ども・子育て支援金分により、税収増を見込みました。なお不足する財源については、財政調整基金繰入金を充てて予算編成しました。

13ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税は、計の欄で17億3,171万6,000円、前年度と比較して12.0%の増を見込みました。増の要因は、先ほどの説明と重複しますが、税制改正による課税限度額の引上げ及び収納率の向上を見込んだことと、新たに子ども・子育て支援金分の徴収を開始することによるものです。

14ページをお願いいたします。

下段、5款県支出金は56億2,746万1,000円、0.6%の減を見込みました。内訳は、説明欄1、保険給付費等普通交付金54億5,362万7,000円及び説明欄2、保険給付費等特別交付金1億7,383万4,000円となります。減の要因は、被保険者数の減少による保険給付費の減に伴い、普通交付金の減少を見込んだことや、旭中央病院の施設整備等に対する特別交付金が減少したことによるものです。

15ページをお願いいたします。

上段、6款財産収入は263万1,000円、114.6%の増を見込みました。増の要因は、財政調整基金の運用に係る利率の増によるものです。

7款1項1目一般会計繰入金は、1節から5節までは法定の繰入金で、6節は県補助金分でありまして、計の欄4億4,855万3,000円、3.9%の減を見込みました。減の要因は、令和8年度から出産育児一時金に対する国の地方財政措置が廃止されるため、当該繰入れ分が減額となったことによるものです。

また、6節健康増進事業費繰入金は、生活習慣病予防のための検査に対する県補助金を一般会計から繰り入れるものです。

16ページをお願いいたします。

2項1目財政調整基金繰入金は、不足する財源を補填するため2億200万円を見込みました。

次に、歳出についてご説明いたします。

歳出では、医療の高度化や被保険者の高齢者割合の高さから、1人当たりの医療費が年々増加傾向であること、国保事業費納付金に子ども・子育て支援金分が追加されたことなどにより、予算総額で対前年度比0.3%の増を見込みました。

なお、令和8年度の平均被保険者数を、対前年度から466人減の1万4,596人、1人当たりの医療費を対前年度から6,854円増の31万6,277円と見込んでいます。

18ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は4,569万2,000円を見込みました。

20ページをお願いいたします。

中段の1款総務費、運営協議会費は、1項1目一般管理費へ移行したため廃目となります。

下段の2款1項療養諸費は、21ページに移りまして、計の欄で46億7,579万5,000円、1.1%の減を見込みました。減の要因は、医療の高度化や被保険者の高齢者割合の高さから1人当たりの医療費は増加傾向であるものの、被保険者数の減少により総額では減となったものです。

計の上の傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行した日までに感染または感染の疑いにより療養のため労務できない期間の傷病手当金を支給するものですが、近年の申請実績及び時効期間を考慮し、廃目といたしました。

その下、2項高額療養費は、計の欄で7億7,855万3,000円、4.0%の増を見込みました。増の要因は、1人当たりの医療費の増加に伴い、支給額も増加傾向であることから増を見込んだものです。

22ページをお願いいたします。

中段、4項1目出産育児一時金は2,000万9,000円、16.7%の減を見込みました。減の要因は、支給対象者の減少によるものです。

23ページをお願いいたします。

3款保険事業費納付金は、計の欄で23億1,014万6,000円、3.4%の増を見込みました。この納付金は、歳入の県支出金、保険給付費等普通交付金の原資として県に納付するものです。新たに4目、子ども・子育て支援金分を追加したことから増となっております。

24ページをお願いいたします。

4款1項1目保健事業費は9,733万円、9.9%の増を見込みました。主なものは、説明欄1、特定健康診査等事業6,059万9,000円及び25ページの説明欄3、短期人間ドック事業2,713万円です。増の主な要因は、特定健康診査及び特定保健指導の対象年齢を、35歳以上から19歳以上に拡大したことによるものです。

26ページをお願いいたします。

下段、5款1項1目財政調整基金積立金は263万1,000円、114.6%の増を見込みました。増の要因は、財政調整基金の運用に係る利率の増加によるものです。

28ページをお願いいたします。

上段、7款3項1目直営診療施設補助金は5,980万円、30.7%の減を見込みました。この補助金は、旭中央病院の運営や各種事業に対し県から交付され、支出するものです。減の要因は、旭中央病院の施設整備に係る補助金の減によるものです。

4項1目施設勘定繰出金は30万円、前年度と同額を見込みました。この繰出金は、滝郷診療所の運営に対し県から交付され、支出するものです。

下段、8款予備費は2,000万円、33.3%の減を見込みました。減の要因は、県内他市の予算額や本市における近年の決算額を考慮し、減としたものです。

29ページから30ページは給与費明細書となります。

続きまして、施設勘定の歳入についてご説明いたします。

歳入ですが、予約診療の定着などに伴い、患者数の減少による診療収入の減少を見込みました。なお、不足する財源は財政調整基金繰入金を充てて予算編成しました。

35ページをお願いいたします。

1款1項外来収入は計の欄で3,740万3,000円、前年度と比較して13.3%の減を見込みました。減の要因は、予約診療の定着などに伴い、患者数の減少を見込んだことによるものです。

下段、2項その他の診療収入は、各種健診や予防接種などで483万7,000円、20.2%の減を見込みました。減の主な要因は、インフルエンザワクチンの予防接種の件数の減によるものです。

36ページをお願いいたします。

下段、3款1項1目利子及び配当金は20万2,000円、前年度と比較して124.4%の増を見込みました。増の要因は、財政調整基金の運用に係る利率の増によるものです。

37ページをお願いいたします。

4款1項1目他会計繰入金は740万円、前年度と同額を見込みました。

2項基金繰入金は、診療収入の不足分を補填するため2,700万円を見込みました。

次に、歳出についてご説明いたします。

歳出では、患者数の減に伴い、医薬品衛生材料費等の減少を見込みました。なお、令和8年度の患者数を対前年度から879人減の4,237人、1人当たりの診療収入を対前年度から352円増の9,969円と見込んでいます。

39ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は5,557万8,000円、前年度と比較して7.3%の増を見込みました。増の要因は、説明欄1、診療所関係職員給与費や説明欄2、診療所総務事務費に計上した人件費の増加によるものです。

少し飛びまして、42ページをお願いいたします。

中段、2款1項医業費は、43ページに移りまして、計の欄で2,302万1,000円、20.4%の減を見込みました。医業費については、主に医薬品やワクチンなどの医薬品衛生材料費で、そのほかに医療用の機械器具費等を見込んでいるものです。減の要因は、患者数の減少に伴い、医薬品衛生材料費も減を見込んだことによるものです。

44ページをお願いいたします。

6款予備費は200万円、前年度と同額を見込みました。

45ページから51ページまでは給与費明細書となります。

以上で議案第3号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第4号、令和8年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,200万円と定めるものです。

2ページから8ページまでは、歳入歳出予算の款項ごとの予算及び事項別明細書の総括でありますので、説明を省略させていただきます。詳細につきましては9ページ以降でご説明いたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

歳入ですが、医療分保険料率の改定と、新たに制度が創設される子ども・子育て支援金分保険料の増を見込んで予算編成しました。

9ページをお願いいたします。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は8億2,436万1,000円、前年度と比較して27.5%の増

を見込みました。増の要因は、先ほどの説明と重複しますが、医療分保険料率の改定と、新たに制度が創設される子ども・子育て支援金分保険料の増によるものです。

なお、保険料率は、医療分の均等割額が5万1,000円、所得割率が9.40%、賦課限度額は85万円となります。また、新設される子ども・子育て支援金分の保険料率については、均等割額が1,310円、所得割率が0.25%、賦課限度額は2万1,000円となります。

2款1項1目子ども・子育て支援事業費補助金は365万円を見込みました。この補助金は、子ども・子育て支援金制度の導入に向けたシステム改修費用への補助金になります。

3款1項1目一般会計繰入金は2億3,536万5,000円、前年度と比較して3.5%の増を見込みました。内訳は、1節事務費繰入金1,476万5,000円と2節保険基盤安定繰入金2億2,060万円となります。この保険基盤安定繰入金につきましては、千葉県後期高齢者医療広域連合へ拠出する保険料軽減のための保険基盤安定分で、全額広域連合へ納付するものです。

10ページをお願いいたします。

上段、4款繰越金は、前年度と同額の500万円を見込みました。

下段、5款2項1目保険料還付金は169万3,000円を見込みました。

11ページをお願いいたします。

上段、5款3項1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入は192万8,000円、前年度と比較して1.9%の増を見込みました。増の要因は、標準システムに対応する印刷物の経費が増加したことに伴う受託事業費の増によるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

歳出では、保険料等の増に伴う広域連合納付金の増額などにより、予算総額で対前年度比21.4%増を見込みました。なお、令和8年度の平均被保険者数は、対前年度から28人減の1万956人を見込みました。

12ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は1,556万3,000円、前年度と比較して26.6%の減を見込みました。減の要因は、説明欄1、後期高齢者医療一般事務費のうち、13節使用料及び賃借料でクラウドサービス使用料の減によるものです。

13ページをお願いいたします。

2項1目徴収費は478万円、前年度と比較して6.5%の増を見込みました。増の要因は、説明欄1、後期高齢者保険料徴収事務費のうち10節需用費で、標準システム対応による印刷製本費の増額によるものです。

2款1項1目広域連合納付金は10億4,496万1,000円、前年度と比較して22.9%の増を見込みました。この納付金は、被保険者からの保険料と保険料軽減分に対する保険基盤安定繰入金をあわせて、千葉県後期高齢者医療広域連合へ納付するものです。増の要因は、医療分保険料率の改定と、新たに制度が創設される子ども・子育て支援金分保険料の増額によるものです。

14ページをお願いいたします。

上段、3款1項1目保険料還付金は、169万6,000円を見込みました。

下段、4款予備費は前年度と同額の500万円を見込みました。

以上で議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、午後1時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時12分

再開 午後 1時15分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

続いて、議案第5号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 椎名 隆 登壇）

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 議案第5号、令和8年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を61億8,800万円と定めるものであります。

第2条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を定めるものです。

次の2ページから5ページは歳入歳出予算の款項ごとの金額であり、9ページと10ページは事項別明細書の総括となっておりますので、説明を省略させていただきまして、11ページの歳入から、予算の内容について主なものをご説明いたします。

それでは、11ページをお願いいたします。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料は13億1,981万7,000円で、保険料基準額は年

額6万6,000円、納付義務者数を2万382人と見込み、対前年度比1.3%の増で計上いたしました。内訳は、現年度分調定見込額の90.2%に当たる1節現年度分特別徴収保険料は、収納率100%で11億9,677万3,000円を見込み、2節現年度分普通徴収保険料は1億1,776万4,000円、3節の過年度分普通徴収保険料は528万円を見込みました。

2款国庫支出金、1項国庫負担金は10億4,533万8,000円、対前年度比3.9%の増、2項国庫補助金、1目調整交付金は2億4,244万2,000円、対前年度比20.6%の増で、2目地域支援事業交付金は6,755万2,000円、対前年度比2.2%の減で、それぞれ計上いたしました。

12ページをお願いいたします。

中段の3款支払基金交付金の計は15億9,965万3,000円、対前年度比3.4%の増で計上いたしました。

その下の4款県支出金、1項県負担金は8億6,582万5,000円、対前年度比3.2%の増で計上いたしました。

13ページをお願いいたします。

同じく2項県補助金は3,377万6,000円、対前年度比2.2%の減で計上いたしました。

6款繰入金、1項一般会計繰入金ですが、14ページをお願いいたします。計になりますが、9億1,884万3,000円で対前年度比2.6%の増で計上いたしました。

同じく2項基金繰入金は、前年度と同額の7,000万円で計上いたしました。

8款諸収入ですが、15ページをお願いいたします。

2項雑入は880万2,000円を計上いたしました。主なものは配食サービス事業利用収入となります。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、16ページをお願いいたします。

歳出の主なものについてご説明いたします。

まず1款総務費、1項1目一般管理費は3,162万3,000円、対前年度比7.8%の増で計上いたしました。増となった主な要因は、介護保険事業計画の策定支援業務委託料の増によるものであります。

17ページをお願いいたします。

下段の3項1目介護認定審査会費は2,238万5,000円、対前年度比14.3%の減で計上いたしました。減となった主な要因は、審査会を効率化したことによる委員報酬の減によるものです。

20ページをお願いいたします。

2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費は16億2,734万2,000円、対前年度比2.5%の増で計上いたしました。増となった主な要因は、居宅サービスの利用増を見込んだことによるものです。

2目地域密着型介護サービス給付費は11億181万5,000円、対前年度比9.5%の増で計上いたしました。増となった主な要因は、第9期介護保険事業計画に基づき地域密着型介護サービス事業所の開設が見込まれることによる給付費の増と、利用増を見込んだことによるものです。

3目施設介護サービス給付費は23億7,578万6,000円、前年度とほぼ同額で計上いたしました。

27ページをお願いいたします。

下段の5款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は3,655万5,000円、対前年度比10.4%の減で計上いたしました。

少し飛びまして、37ページをお願いいたします。

6款諸支出金となりますが、221万円を計上いたしました。主なものは、第1号被保険者保険料還付金となります。

7款の予備費は、前年度同様1,000万円を計上いたしました。

38ページから45ページまでは給与費明細書となっております。

以上で議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第6号から議案第8号までについて、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 向後哲浩 登壇）

○上下水道課長（向後哲浩） 議案第6号から議案第8号までの補足説明を申し上げます。

議案第6号、令和8年度旭市水道事業会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は総則となります。

第2条は業務の予定量で、（1）給水件数を2万1,865件、（2）年間給水量を622万7,995立方メートルとし、（3）1日平均給水量を1万7,063立方メートルと予定しました。

（4）主要な建設改良事業は、旭配水場ポンプ施設更新工事9億1,839万円及び旭地域及び飯岡地域の基幹管路の耐震化工事を含む配水管布設替工事3億4,418万円を予定いたしました。

た。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

2ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。なお、資本的収支の不足額10億590万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

続いて、3ページをお願いいたします。

第5条は、継続費の総額と年割額を定めるものでございます。対象事業は、旭・飯岡地域基幹管路耐震化事業及び旭配水場ポンプ施設更新事業でございまして、総額、年割額は表のとおりでございます。

続いて、4ページをお願いいたします。

第6条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものでございます。

第8条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。

第10条は、他会計からの補助金について、一般会計から水道事業会計への補助金として8,000万円を、高料金対策に係るものとして受けることを記載したものでございます。

第11条は、たな卸資産の購入限度額を235万8,000円と定めるもので、これは量水器などの購入費を予定したものとなります。

次のページからは、水道事業会計予算に関する説明書となっております。

6ページをお願いいたします。

令和8年度旭市水道事業会計予算実施計画となります。

初めに、表の上段、収入でございますが、1款水道事業収益を対前年度比2.6%の増で、17億1,096万2,000円を見込んでおります。

1項の営業収益は14億1,147万4,000円で、このうち主なものは1目給水収益の14億273万4,000円で、水道料金収入でございます。

2項の営業外収益は2億9,948万8,000円で、主なものは1目他会計補助金8,000万円で、高料金対策に要する経費として一般会計からの補助金でございます。

2目補助金6,961万円は、同じく高料金対策に要する経費として、千葉県市町村水道総合

対策事業補助金を見込んでおります。

5目消費税及び地方消費税還付金9,923万円は、資本的支出予算の建設改良費の増により、仕入れに係る消費税が売上げに係る消費税を上回ることから、消費税の還付を見込んだものです。

次に、支出について説明申し上げます。

表の中段から、1款水道事業費用は対前年度比1.1%の減で、14億7,451万1,000円を予定しました。

1項の営業費用は14億3,332万円で、このうち主なものは、1目原水及び浄水費8億5,398万4,000円は東総広域水道企業団からの受水費です。

2目配水及び給水費2億7,909万1,000円は、配水及び給水施設等の維持管理に要する費用でございます。

次の7ページは、資本的収入及び支出となります。

まず、表上段の収入について説明申し上げます。

1款資本的収入は、対前年度比50.1%の増で4億4,430万1,000円を見込んでおります。主な内訳としまして、1項1目企業債の2億7,380万円は施設更新工事等に関するものでございます。旭配水場ポンプ施設更新工事に伴い増額となりました。

2項1目出資金の8,130万円は、水道管路の耐震化等に係る出資金を見込んでおります。

3項1目補助金の1,903万円は、基幹管路及び重要給水管路の耐震化に係る国庫補助金を見込んでおります。

4項1目負担金の4,422万8,000円は、消火栓の設置や配水管の切り回し工事に係る一般会計からの負担金を見込んでおります。

次に、表中段の支出につきましてご説明申し上げます。

1款資本的支出は対前年度比116.4%の増で、14億5,020万1,000円を予定いたしました。旭配水場ポンプ施設更新工事に伴い増額となるものです。

主な内訳としまして、1項建設改良費13億9,967万3,000円のうち、1目拡張工事費は、仕切り弁の設置工事や個人が配水管を布設する場合の費用補助等で1,877万8,000円、2目改良工事費は、基幹管路更新事業及び重要給水管路更新事業等で6億1,797万円、3目固定資産取得費は、旭配水場ポンプ施設の建築及び設備の工事等で7億6,292万5,000円。

続きまして、8ページは、令和8年度旭市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書となります。

9ページから11ページまでは、職員給与関係の明細となっております。

12ページは、継続費に関する調書となっております。

13ページ、14ページは、令和8年度末の予定貸借対照表となっております。

15ページから17ページにつきましては、令和7年度の予定損益計算書及び令和7年度末の予定貸借対照表となります。

次の18ページ、19ページは注記で、会計処理の基準及び手続を表示したものととなります。

各内容につきましては記載のとおりでございますので、よろしくお願いたします。

以上で議案第6号、令和8年度旭市水道事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第7号、令和8年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

第1条は総則となります。

第2条は業務の予定量で、(1) 接続件数を2,266件、(2) 年間有収水量を66万5,967立方メートルとし、(3) 1日平均有収水量を1,825立方メートルと予定いたしました。

(4) の主要な建設改良事業に、処理場設備更新工事8,851万7,000円を予定いたしました。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

2ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。なお、資本的収支の不足額9,510万6,000円につきましては、減債積立金等で補填いたします。

第5条は、継続費の総額と年割額を定めるものでございます。対象事業は水処理施設送風機設備更新事業でございまして、総額、年割額は表のとおりでございます。

第6条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

続いて、3ページをお願いいたします。

第7条は、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第8条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。

第10条は、他会計からの補助金について、一般会計から公共下水道事業会計へ、運営のための補助金として2億4,380万1,000円を受けることを記載したものでございます。

次のページからは、旭市公共下水道事業会計予算に関する説明書となっております。

5 ページをお願いいたします。

令和 8 年度旭市公共下水道事業会計予算実施計画となります。

初めに、表上段の収入でございますが、1 款下水道事業収益を、対前年度比1.8%の減で5億8,099万2,000円と見込んでおります。

1 項の営業収益は1億2,665万円で、このうち主なものは1目下水道使用料で1億2,615万8,000円を見込んでおります。

2 項の営業外収益は4億5,434万2,000円で、主なものは1目他会計負担金1億1,123万6,000円で、高資本費対策経費など、総務省の定めた基準にのっとり一般会計から繰入れするものでございます。

3 目他会計補助金1億5,596万1,000円で、減価償却費や支払利息など、総務省の定めた基準のほかに一般会計から繰入れするものでございます。

次に、表中段、支出についてご説明申し上げます。

1 款下水道事業費用は、対前年度比1.3%の減で5億4,853万7,000円を予定いたしました。

1 項の営業費用は5億690万1,000円で、このうち主なものは、2目処理場費の1億9,871万5,000円を予定いたしました。

3 目総係費の委託料に、経営戦略に基づいた令和9年度の使用料改定に向け、料金適正化支援業務について計上いたしました。

2 項の営業外費用は3,862万7,000円で、このうち主なものは、1目支払利息及び企業債取扱諸費の2,859万7,000円を予定いたしました。

次の6 ページは、資本的収入及び支出となります。

まず、表上段の収入について説明申し上げます。

1 款資本的収入は、対前年度比29.1%の増で、3億142万3,000円を見込んでおります。主な内訳としまして、1 項1目企業債の1億3,530万円は、資本費の平準化や設備更新のために借り入れるものでございます。

2 項1目他会計負担金の4,496万3,000円は、総務省の定めた基準にのっとり一般会計からの繰入金でございます。

3 項1目他会計補助金の8,784万円は、総務省の定めた基準以外で一般会計から繰り入れるものでございます。

5 項1目工事負担金の3,300万円は、建設課にて予定している冠水対策に伴う下水道管切

り回し工事に対する一般会計からの負担金となります。

次に、表中段、支出についてご説明申し上げます。

1款資本的支出は、対前年度比13.2%の増で、3億9,652万9,000円を予定いたしました。主な内容としまして、1項建設改良費1億2,715万8,000円のうち、2目改良工事費は、先ほど説明いたしました建設課にて予定している冠水対策に伴う下水道管切り回し工事費で、3,300万円を予定しております。

3目固定資産取得費は、旭市浄化センターの水処理施設送風機設備インバーター等の更新で8,851万7,000円を予定しております。

次の7ページは、令和8年度旭市公共下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書となります。

8ページから10ページまでは、職員給与関係の明細となっております。

11ページは、継続費に関する調書となっております。

12ページから13ページにつきましては、令和8年度末の予定貸借対照表となっております。

14ページから16ページにつきましては、令和7年度の予定損益計算書及び令和7年度末の予定貸借対照表となります。

続きまして、17ページから18ページは注記で、会計処理の基準及び手続を表示したものととなります。

各内容につきましては記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で議案第7号、令和8年度旭市公共下水道事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第8号、令和8年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

こちら1ページをお願いいたします。

第1条は総則となります。

第2条は業務の予定量で、(1)接続件数を430件、(2)年間有収水量を12万8,130立方メートルとし、(3)1日平均有収水量を351立方メートルと予定いたしました。(4)主要な建設改良事業は、ポンプ場設備更新工事770万円を予定いたしました。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

2ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。なお、

資本的収支の不足額1,147万9,000円につきましては、減債積立金で補填いたします。

第5条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

続いて、3ページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金の限度額を1,000万円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものであります。

第9条は、他会計からの補助金について、一般会計から農業集落排水事業会計へ、運営のための補助金として3,144万3,000円を受けることを記載したものでございます。

次のページからは、旭市農業集落排水事業会計予算に関する説明書となっております。

続いて5ページをお願いいたします。

令和8年度旭市農業集落排水事業会計予算実施計画となります。

初めに、表上段、収入でございますが、1款下水道事業収益を、対前年度比2.4%の増で、9,305万円を見込んでおります。

1項の営業収益は1,748万8,000円で、全て下水道使用料でございます。

2項の営業外収益は7,556万2,000円で、主なものは、1目他会計負担金1,283万6,000円で、総務省の定めた基準にのっとり一般会計から繰入れするものと、2目他会計補助金3,131万9,000円で、総務省の定めた基準のほかに一般会計から繰入れするものでございます。

次に、支出について説明申し上げます。

表中段やや上、1款下水道事業費用は、対前年度比0.5%の増で、7,872万6,000円を予定いたしました。

1項の営業費用は7,517万3,000円で、このうち主なものは、2目処理場費の2,097万7,000円を予定いたしました。

3目総係費の委託料に、経営戦略に基づいた令和9年度の使用料改定に向け、料金適正化支援業務について計上いたしました。

2項の営業外費用は305万3,000円で、このうち主なものは、1目支払利息及び企業債取扱諸費の190万8,000円を予定いたしました。

次の6ページは、資本的収入及び支出となります。

まず、表上段の収入についてご説明申し上げます。

1款資本的収入は、対前年度比23%の減で、1,826万5,000円を見込んでおります。主な内

訳としまして、1項1目企業債の700万円は設備更新のために借り入れるものでございます。

2項1目他会計負担金の1,072万1,000円は、総務省の定めた基準にのっとり一般会計からの繰入金でございます。

3項1目他会計補助金の12万4,000円は、総務省の定めた基準以外で一般会計から繰入れするものでございます。

次に、表中段の支出についてご説明申し上げます。

1款資本的支出は、対前年度比33.1%の減で、2,974万4,000円を予定いたしました。主な内訳としまして、1項建設改良費770万円は、琴田地区のマンホールポンプ場制御盤更新を予定しております。

続きまして7ページは、令和8年度旭市農業集落排水事業会計予定キャッシュ・フロー計算書となります。

8ページから10ページまでは、職員給与関係の明細となっております。

続く11ページから12ページにつきまして、令和8年度末の予定貸借対照表となっております。

13ページから15ページまでにつきましては、令和7年度の予定損益計算書及び令和7年度末の予定貸借対照表となります。

続く16ページは注記で、会計処理の基準及び手続を表示したものととなります。

各内容につきましては記載のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第8号、令和8年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 上下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 池田勝紀 登壇）

○財政課長（池田勝紀） 議案第9号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ18億9,800万円を追加し、予算の総額を376億3,500万円とするものです。

第2条は繰越明許費の追加を行うもので、第3条は地方債の追加及び変更を行うものです。

6ページをお願いします。

第2表、繰越明許費補正です。

今回の補正は、31事業について繰越明許費の追加を行うものです。

事業ごとに内容を申し上げます。

2款1項総務管理費の総務事務費143万2,000円です。PCB廃棄物の処分に当たり、運搬業者の確保に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めないことから次年度へ繰越すものになります。

次の事業、普通財産管理費264万3,000円です。東町都市下水路浄化施設撤去設計業務につきまして、入札不調により年度内契約が困難となったため、次年度へ繰越すものになります。

次の事業、電算システム運用事業1億5,521万3,000円です。繰越し事由が二つございます。一つは、住民情報系システムの標準化につきまして、本市の採用しているシステム、アクロシティの標準化が令和8年度以降に延期されたため、システム改修費用を次年度へ繰り越すものになります。もう一つは、今回補正計上しております戸籍の附票に、旧氏と旧氏の振り仮名を記載するための住民記録システムの改修費用35万8,000円につきまして、事業実施は令和8年度であります。国の補助金が令和7年度で措置されることから、令和7年度に予算計上し、次年度へ繰越すものになります。

次の事業、物価高騰対策臨時特別給付金給付事業7億4,226万9,000円は、今回補正計上している事業です。地方創生臨時交付金を活用して、物価高騰対策の給付金を給付する事業になります。給付金の給付スケジュールにつきまして、年度内の完了が困難であることから、次年度へ繰越すものになります。

次の事業、2項徴税費の税務総務事務費110万円は、先ほどの電算システム運用事業と同じく、住民情報系システムの標準化が令和8年度以降に延期されたため、システム改修費用を次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、調査賦課事務費475万2,000円も、住民情報系システムの標準化が令和8年度以降に延期されたため、システム改修費用を次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、3項戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳事務費2,018万5,000円です。繰越し事由が二つございます。一つは、住民情報系システムの標準化が令和8年度以降に延期されたため、システム改修費用を次年度へ繰り越すものになります。もう一つは、今回補正計上しております戸籍の附票に旧氏と旧氏の振り仮名を記載するための戸籍附票システムと、コンビニ証明発行システムの改修費用292万6,000円につきまして、事業実施は8年度であります。

が、国の補助金が令和7年度で措置されることから、令和7年度に予算計上し、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、3款2項老人福祉費、地域包括支援センター運営事業105万6,000円は、住民情報系システムの標準化が令和8年度以降に延期されたため、システム改修費用を次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、地域密着型サービス拠点等整備事業1,100万円は、補助採択事業者の建築確認の許可手続に不測の時間を要したため工期の確保ができず、年度内の完了が困難となったことから次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、3項児童福祉費の児童家庭相談事業257万4,000円は、住民情報系システムの標準化が令和8年度以降に延期されたため、システム改修費用を次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、公立保育所運営費354万円は、いいおか保育所の給排気ファン交換工事につきまして、製品の納品が見込みより時間を要することが判明し、年度内の完了が見込めないことから次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、6款1項農業費の農業振興事務費2,490万7,000円は、今回補正計上している事業です。地域農業構造転換支援事業補助金と担い手確保・経営強化支援事業補助金につきまして、国の補正予算による追加要望に対応するため令和7年度予算に計上しますが、年度内の事業完了が困難であるため次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、園芸生産強化支援事業1,857万1,000円は、補助採択された出荷場の建設に当たり、県における建築確認の許可に時間を要したため、年度内の完了が困難となったことから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、農業基盤整備事業252万1,000円は、飯岡西部の経営体育成基盤整備事業の負担金につきまして、事業主体の千葉県が繰越しすることから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、7款1項商工費の商業活性化推進事業5,690万円は、今回補正計上している事業です。地方創生臨時交付金を活用して、プレミアム商品券の発行事業を補助する事業になります。事業開始が令和8年度となることから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、8款2項道路橋梁費の急傾斜地崩壊対策事業507万8,000円は、見広地区の緊急急傾斜地崩壊対策工事の負担金につきまして、事業主体の千葉県が繰越しすることから次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、道路新設改良事業1億181万4,000円は、三川地区の道路改良工事やニ地区の道路排水工事において、電柱の移設等に不測の日数を要したことや、岩井地区の道路改良工事において、風車を撤去する隣接工事との調整に不測の日数を要したことなどにより、年度内の完了が見込めないことから次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、冠水対策排水整備事業3億7,141万1,000円は、繰越し事由が二つございます。一つは、ハ地区の排水路整備工事において、地権者との交渉や上下水道工事との工程調整に不測の日数を要したことにより、年度内の完了が見込めないことから、次年度へ繰越しするものになります。もう一つは、今回補正計上している1億2,663万5,000円につきまして、今年度で発行期限が終了する有利な起債、合併特例債を発行可能額まで有効に活用できるよう令和7年度に予算計上しますが、年度内の完了は困難であることから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、蛇園南地区排水路整備事業3,758万4,000円は、排水路整備工事において区域内に不明管が確認され、調査対応に不測の時間を要したことや、設計違算により適正な工期が確保できなくなったことなどから、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業1億17万6,000円は、用排水路整備工事において工事区間内に不明管が確認され、調査対応に不測の時間を要したことや、JR用地に係る測量を行うための協議に不測の日数を要したことなどから、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、震災復興・津波避難道路整備事業748万7,000円は、道路用地購入や補償につきまして地権者との交渉に不測の日数を要していることから、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、橋梁長寿命化修繕事業3,938万8,000円は、令和7年度の国の道路メンテナンス事業費補助金の対象となるため、令和8年度実施予定の橋梁点検を前倒しで執行するものですが、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰越しするものになります。

7ページをお願いします。

次の事業、9款1項消防費の常備消防事務費1億213万5,000円は、今回補正計上している事業で、消防本部の空調設備の改修工事になります。合併特例債を有効に活用できるよう令和7年度に予算計上しますが、年度内の完了は困難であることから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、消防車両整備事業1億9,376万3,000円は、救助工作車の更新につきまして、メーカーによるシャシー供給の遅れにより年度内の納車が困難となったことから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、防災体制強化事業89万1,000円は、住民情報系システムの標準化が令和8年度以降に延期されたため、システム改修費用を次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、10款1項教育総務費の教育の情報化推進事業2,651万8,000円は、今回補正計上している事業で、中央小学校と古城小学校の校内ネットワーク設備改修工事になります。国の交付金が令和7年度で前倒し採択される可能性があるため、令和7年度に予算計上しますが、年度内に適正な工期を確保することが困難であることから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、2項小学校費の小学校施設改修事業935万円は、今回補正計上している事業で、豊畑小学校の特別教室棟の屋上防水改修工事になります。合併特例債を有効に活用できるよう、令和7年度に予算計上しますが、年度内に適正な工期を確保することが困難であることから、次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、3項中学校費の中学校施設改修事業4億8,795万7,000円は、今回補正計上している事業で、全中学校の屋内運動場に空調を設置する工事になります。国の交付金が令和7年度で前倒し採択される可能性があるため、令和7年度で予算計上しますが、年度内に適正な工期を確保することが困難であることから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、4項社会教育費の海上公民館管理費390万5,000円は、海上公民館の変圧器の更新につきまして新規格の製品の納品に不測の日数を要することから、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、大原幽学遺跡史跡公園整備事業213万9,000円は、駐車場整備に係る土地購入につきまして、地権者との交渉に不測の日数を要したため年度内の完了が困難となったことから、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、13款2項公営企業費の水道事業会計繰出金1,844万8,000円は、繰越し事由が二つございます。一つは水道事業会計において、一般会計からの出資対象となる水道管路耐震化事業を有利な財源を活用するために繰り越すことから、出資金も次年度へ繰越しするものになります。もう一つは、今回補正計上しております地方創生臨時交付金を活用して実施する水道料金の減免に対する一般会計からの繰り出し1,014万8,000円になります。こちらは、事業開始が4月以降となることから次年度へ繰越しするものになります。

8ページをお願いします。

第3表、地方債補正です。

今回の補正は追加と変更です。

まず、追加の公立学校情報機器整備事業は、教育の情報化推進事業における中央小学校と古城小学校の校内ネットワーク設備改修工事に係る起債を追加するもので、限度額は2,010万円でございます。

続きまして、変更は4事業ございまして、一つ目の排水整備事業は、冠水対策排水整備事業に係る起債で、限度額を4億4,930万円から1億2,030万円増額し、5億6,960万円とするものです。

二つ目の消防施設整備事業は、常備消防事務費の消防本部の空調設備改修工事に係る起債で、限度額を2億4,130万円から9,700万円増額し、3億3,830万円とするものです。

三つ目の小学校施設改修事業は、豊畑小学校の特別教室棟屋上防水改修工事に係る起債で、限度額を6,220万円から880万円増額し、7,100万円とするものです。

最後の四つ目の中学校施設改修事業は、中学校の屋内運動場への空調設備設置工事に係る起債で、限度額を1,830万円から2億7,780万円増額し、2億9,610万円とするものです。

13ページをお願いします。

歳入について説明いたします。

事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

表の左から3列目、補正額の欄になります。

10款1項1目地方交付税3億8,630万9,000円の増は、一番右、説明欄1、普通交付税によるものです。普通交付税につきまして追加交付がございましたので、その分を今回計上するものです。

14款2項1目総務費国庫補助金7億5,888万6,000円の増は、説明欄1、社会保障・税番号制度システム整備費補助金328万4,000円と、説明欄2、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金7億5,560万2,000円によるものです。社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、電算システム運用事業と住民基本台帳事務費に係る国の補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、物価高騰対策臨時特別給付金給付事業、商業活性化推進事業、水道事業会計繰出金に係る国の交付金となります。

2目民生費国庫補助金644万4,000円の増は、説明欄1、子どものための教育・保育給付交付金によるもので、認定こども園等施設型給付事業に係る国の交付金となります。

6目教育費国庫補助金2億1,649万7,000円の増は、1節教育総務費国庫補助金の説明欄1、学校施設環境改善交付金636万4,000円と、3節中学校費国庫補助金の説明欄1、学校施設環境改善交付金2億1,013万3,000円によるもので、教育の情報化推進事業と中学校施設改修事業に係る国の交付金になります。

15款1項1目民生費県負担金259万7,000円の増は、説明欄1、子どものための教育・保育給付費負担金によるもので、認定こども園等施設型給付事業に係る県の負担金になります。

14ページをお願いします。

2項2目民生費県補助金150万6,000円の増は、説明欄1、保育士配置改善事業費補助金によるもので、保育士配置改善事業に係る県の補助金になります。

4目農林水産業費県補助金2,490万7,000円の増は、説明欄1、地域農業構造転換支援事業費補助金1,500万円と、説明欄2、担い手確保・経営強化支援事業費補助金990万7,000円によるもので、いずれも農業振興事務費に係る県の補助金になります。

16款1項2目利子及び配当金56万7,000円の増は、2節減債基金利子43万3,000円と3節公共施設等整備基金利子5,000円、11節育英基金利子12万9,000円によるものです。

2項1目不動産売払収入156万円の増は、説明欄1、土地売払収入によるものです。6月補正にて予算計上しました仁玉スポーツ広場跡地の土地売却につきまして、予算での見込みより高い金額で売却ができましたので、6月補正予算における予算額との差額分を計上するものです。

15ページをお願いします。

17款1項7目教育費寄附金20万円の増は、育英基金への寄附があったことから計上するものです。

18款1項1目介護保険事業特別会計繰入金1,413万1,000円の増は、令和6年度の一般会計からの介護会計への繰出金につきまして、令和6年度分の精算により返還となったことから繰入れするものです。

2項1目財政調整基金繰入金1億4,250万8,000円の減は、普通交付税の追加交付などにより一般財源の歳入が多くあることから、財政調整基金からの繰入れを減額するものです。

19款1項1目繰越金8,496万1,000円の増は、説明欄の1、前年度繰越金を今回の補正財源として計上するものです。

16ページをお願いします。

20款5項4目旭中央病院共済費1,794万3,000円の増は、説明欄の1、千葉県市町村職員共

済組合負担金（旭中央病院分）によるもので、一部事務組合負担金に係る旭中央病院の負担分になります。

21款市債につきましては、先ほど第3表の地方債補正で説明したとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

17ページをお願いします。

続いて、歳出について説明いたします。

歳入と同じく表の左から3列目、補正額の欄になります。

2款1項1目一般管理費477万5,000円の増は、一番右、説明欄1、庁舎管理費321万円と、説明欄2、公共施設等整備基金積立金156万5,000円によるもので、庁舎管理費は、NHKとの受信契約の締結漏れによる受信料を補正するもので、公共施設等整備基金積立金は、基金の運用利子の増加分と、歳入で説明いたしました土地売却収入の差額増加分を基金に積み立てるものです。

2目人事管理費1,794万3,000円の増は、説明欄1、一部事務組合等負担金によるもので、千葉県市町村職員共済組合への負担金につきまして、旭中央病院分の基礎年金拠出金が当初の見込みより増加するため、補正するものです。歳入で説明いたしました千葉県市町村職員共済組合負担金（旭中央病院分）と同額となっております。

6目財産管理費5,983万2,000円の増は、説明欄1、減債基金積立金によるものです。こちらは、普通交付税の追加交付のうち臨時財政対策債償還基金費として交付された分を積み立てるものです。

8目電子計算費35万8,000円の増は、説明欄1、電算システム運用事業によるものです。戸籍の附票に旧氏と旧氏の振り仮名を記載するための住民記録システムの改修に係る費用になります。

11目諸費7億4,226万9,000円の増は、説明欄1、物価高騰対策臨時特別給付金給付事業によるもので、国の地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー枠を活用し、物価高騰の影響を受けた市民への支援を行うため、市民1人当たり1万1,500円の物価高騰対策臨時特別給付金を給付するものです。

18ページをお願いします。下のほうになります。

3項1目戸籍住民基本台帳費292万6,000円の増は、説明欄1、住民基本台帳事務費によるもので、戸籍の附票に旧氏と旧氏の振り仮名を記載するための戸籍の附票システムと、コンビニ証明発行システムの改修に係る費用になります。

19ページをお願いします。

3款3項1目児童福祉総務費1,699万7,000円の増は、説明欄1、認定こども園等施設型給付事業によるもので、給付費の算定基準となる国の公定価格が増額改定となったことから給付費の増額を行うものです。

6目保育所費367万円の増は、説明欄の1、保育士配置改善事業によるもので、補助金算定の基となる県の定める基準額が増額改定となったことから、補助金の増額を行うものです。

4款1項1目保健衛生総務費1億8,293万8,000円の増は、説明欄1、旭中央病院負担金によるもので、地方交付税のうち旭中央病院として算定される項目で増額があったため、旭中央病院への負担金について増額するものです。

6款1項3目農業振興費2,490万7,000円の増は、説明欄1、農業振興事務費によるもので、県事業の地域農業構造転換支援事業補助金と、20ページをお願いします。担い手確保・経営強化支援事業補助金につきまして、国の補正予算による追加募集に対し実施の要望があったことから、補助金を計上するものです。

7款1項2目商工振興費5,690万円の増は、説明欄の1、商業活性化推進事業によるもので、国の地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー枠を活用し、プレミアム付き共通商品券の発行事業に対して補助するものになります。

8款2項3目道路新設改良費1億2,663万5,000円の増は、説明欄1、冠水対策排水整備事業によるもので、合併特例債を活用して実施するハ地区の排水整備になります。

21ページをお願いします。

9款1項1目常備消防費1億213万5,000円の増は、説明欄1、常備消防事務費によるもので、合併特例債を活用して実施する消防本部の空調設備の改修工事になります。

10款1項2目事務局費2,684万7,000円の増は、説明欄1、教育の情報化推進事業2,651万8,000円と、説明欄2、育英基金積立金32万9,000円によるものです。教育の情報化推進事業は、国の交付金を活用して中央小学校と古城小学校の校内ネットワーク設備を改修するもので、育英基金積立金は、基金の運用利子の増加分と寄附金を積み立てるものになります。

22ページをお願いします。中段になります。

2項小学校費の1目学校管理費935万円の増は、説明欄1、小学校施設改修事業によるもので、合併特例債を活用して実施する豊畑小学校の特別教室棟屋上防水改修工事になります。

3項中学校費の1目学校管理費4億8,795万7,000円の増は、説明欄1、中学校施設改修事業によるもので、国の交付金を活用して実施する中学校の屋内運動場空調設置工事になりま

す。

23ページをお願いします。

5項3目学校給食費2,141万3,000円の増は、説明欄1、第一学校給食センター運営費1,260万3,000円と、説明欄2の第二学校給食センター運営費881万円によるもので、食材費の値上がりに伴い不足する賄材料費を増額するものです。

13款2項1目水道事業公営企業費1,014万8,000円の増は、説明欄1、水道事業会計繰出金によるもので、国の地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー枠を活用し、水道料金の減免を実施する水道事業会計に対し補助金を繰り出すものになります。

歳出の説明は以上となります。

24ページをお願いします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

表の一番下、計の欄になります。右から2列目、7年度末現在高見込額の補正額の列をご覧ください。補正額は5億2,400万円の増で、内容につきましては、先ほど第3表、地方債補正で説明したとおりでございます。

表の一番右下、今回の補正額を含めた令和7年度末の現在高見込額は284億7,001万5,000円となります。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、午後2時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時35分

○議長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の補足説明を求めます。

続いて、議案第10号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 椎名 隆 登壇）

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 議案第10号、令和7年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億4,200万円とするものです。

2ページと3ページは歳入歳出予算の款項の補正額であり、7ページと8ページは事項別明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては、9ページ以降でご説明いたします。

それでは、9ページをお願いいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

5款財産収入、1項1目介護保険給付費準備基金利子81万9,000円は、基金積立金の利率の変更により増額となったため計上するものであります。

その下の7款繰越金ですが、今回の補正財源として1億4,832万3,000円を計上するものであります。

8款の諸収入ですが、2項1目第三者納付金には、第三者行為に係る損害賠償金185万8,000円を計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

4款1項1目介護保険給付費準備基金積立金には、1億2,556万4,000円を追加し1億2,650万8,000円といたしました。これは基金運用利息と剰余金を積み立てるものであります。

6款1項2目償還金は、2,543万6,000円を追加し2,944万円とするもので、令和6年度の介護給付費負担金等の確定による国・県及び市の精算分を返還するものであります。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 伊藤弘行 登壇）

○農水産課長（伊藤弘行） 議案第11号、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

イノシシの生息範囲の拡大に伴い農業被害の増大が懸念される中、猟友会会員の高齢化により担い手の確保が困難となっていることから、持続可能な対策を実施していくため、猟友会と地元住民による旭市鳥獣被害対策実施隊を設置することといたしました。

実施隊員については、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関

する法律」により、非常勤の職員と定められていることから、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、新旧対照表の2ページをお願いいたします。

別表第1中の「企業誘致審議会委員」の項の次に、「鳥獣被害対策実施隊員」を加えるもので、近隣自治体の状況を勘案し、年額2,000円とするものであります。

施行日は令和8年4月1日からとするものです。

なお、本実施隊員の日当につきましては、旭市鳥獣被害防止対策協議会の予算の中から支払う予定としております。

以上で議案第11号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第12号、議案第13号、議案第24号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 向後 稔 登壇）

○総務課長（向後 稔） 議案第12号、議案第13号及び議案第24号の補足説明を申し上げます。

議案第12号及び議案第13号は、人事院勧告の趣旨に基づく地域手当の支給率及び通勤手当の月額表の改定でありまして、関連しておりますので一括して補足説明いたします。

まず、議案第12号、旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

新旧対照表の3ページをお願いします。

第12条は、地域手当の改正でありまして、現行の「100分の2」から「100分の4」に引き上げるものです。

第14条は、通勤手当を改正するもので、これまで自転車、原動機付自転車、普通自動車の三つの区分に分かれていたものを、制度の簡素化及び業務の効率化の観点から、普通自動車等使用者に係る通勤手当の月額表に統合するものです。

続きまして、議案第13号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

新旧対照表の5ページをお願いいたします。

こちらは、一般職の常勤職員との均衡を図る観点から、会計年度任用職員の地域手当につきましても同様の改定を行うものです。会計年度任用職員における通勤手当の支給については、一般職の条例を準用しておりますので、本条例における改正はありません。

なお、施行期日については、令和8年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第24号について補足説明を申し上げます。

議案第24号は、旭市監査委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

委員に選任したい方は、旭市ニにお住まいの宮内敏之氏、昭和36年生まれの方です。

宮内氏は、昭和56年9月1日に飯岡町職員として奉職し、合併後は旭市職員として勤務され、農水産課長、行政改革推進課長、総務課長と市の要職を歴任し、40年にわたる豊富な知識と経験を有しておりますので、監査委員として適任の方です。

なお、宮内氏は、地方自治法に規定する欠格事項、兼職の禁止及び兼業の禁止について、いずれも該当しないことを申し添えます。

以上で議案第12号、議案第13号及び議案第24号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 総務課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第14号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 多田 仁 登壇）

○税務課長（多田 仁） 議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、子ども・子育て支援金制度が創設され、令和8年4月1日に地方税法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、国民健康保険税の課税額に子ども・子育て支援納付金課税額が追加されることから、本条例に所要の改正を行うものです。

また、昨年3月の税制改正で地方税法施行令が改正され、国民健康保険税の基礎課税分及び後期高齢者支援金分の課税限度額が引き上げられたことから、1年遅れで併せて改正を行うものです。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

第2条は、課税額について定めるもので、第1項第1号は子ども・子育て支援納付金の規定を追加するもの、第4号は子ども・子育て支援納付金課税額の条文を新たに整備するものです。

第2項は、基礎課税額の課税限度額を現行の「65万円」から「66万円」に、第3項は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を、現行の「24万円」から「26万円」にそれぞれ改めるものです。

第5項は、子ども・子育て支援納付金課税額の算定方法の条文を新たに整備するものです。

第9条の2は、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の条文を新たに整備するもので、税率を「100分の0.25」と定めるものです。

第9条の3は、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の条文を新たに整備するもので、税率を1人1,800円と定めるものです。

第9条の4は、子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額の条文を新たに整備するもので、税率を1人100円と定めるものです。

第23条は、国民健康保険税の減額について定めるもので、第1項は、低所得者の減額後の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を、それぞれ第2条と同様に改めるものです。

7ページをお願いいたします。

第1号から第3号は、低所得者世帯の減額の規定に、子ども・子育て支援納付金課税額についての条文を追加し、それぞれ減額する税額を定めるものです。

第2項は、未就学児の被保険者の減額の規定に、子ども・子育て支援納付金課税額についての条文を追加し、減額する税額を定めるものです。

8ページをお願いいたします。

第3項は、出産被保険者の減額の規定に、子ども・子育て支援納付金課税額についての条文を追加し、減額する税額を定めるものです。

第4項は、子ども・子育て支援納付金課税額の18歳未満被保険者の均等割額の減額の条文を新たに整備するもので、全額を減額することを定めるものです。

附則第5項から10ページの附則第15項までは、国民健康保険税の課税の特例について定めるもので、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の条項を追加するものです。

なお、この条例の施行日は令和8年4月1日とするものです。

以上で議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 税務課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第15号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 八馬祥子 登壇）

○子育て支援課長（八馬祥子） それでは、議案第15号、旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

市が進める公立保育所の再編計画では、古城保育所とまんざい保育所を令和12年度に統合する予定となっておりますが、まんざい保育所の園舎の老朽化や今後の児童の減少傾向を踏

まえ、計画を前倒して令和8年4月1日から古城保育所と統合することとし、まんざい保育所を廃止するため、旭市立保育所条例について所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

第2条、別表中、「旭市立まんざい保育所」の項を削るものです。

施行日は令和8年4月1日からとなります。

以上で議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第16号、議案第22号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 向後利胤 登壇）

○社会福祉課長（向後利胤） 議案第16号について補足説明を申し上げます。

長寿祝い金については、高齢者の方に祝い金を支給することにより敬老の意を表し、併せて長寿を祝福するために実施しているところです。これまでに、平成22年と平成30年の2度にわたり見直しを行ってきたところですが、前回の見直しから8年が経過する中、高齢化の進展や平均寿命の延伸など社会情勢の変化に対応するため、受給資格や支給額を見直すものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表の12ページをお願いいたします。

第2条の受給資格者について、「引き続き1年以上」を加え、「記載されている」を「記録されている」に改めるとともに、満80歳及び満101歳以上に達する者の区分を廃止し、現行の5区分から3区分に再整理するものです。

また、第3条の祝金の額について、同様に3区分に再整理を行うとともに、現在99歳の方に1万円としているところを2万円に改めるものです。

以上で議案第16号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第22号について補足説明を申し上げます。

飯岡福祉センターの指定管理者の指定につきましては、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例、第5条、公募によらない指定管理者の候補者の選定等の規定を適用し、現在、同施設の指定管理者であります社会福祉法人旭市社会福祉協議会から提出された申請書類等について、旭市指定管理者候補者選定委員会で審議を行いました。

審議の結果、社会福祉法人旭市社会福祉協議会が適当な指定管理者候補者として選定されたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上で議案第22号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第17号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 大網久子 登壇）

○保険年金課長（大網久子） 議案第17号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、旭市国民健康保険の被保険者である妊産婦の医療費のうち、一部負担金を助成する妊産婦付加金について、令和7年度から国の施策として市民全体を対象とした妊婦のための支援給付制度が新たに開始されたことから、令和7年度末をもって廃止することとしたため、所要の改正を行うものです。

新旧対照表の13ページをお願いいたします。

当該記載部分である旭市国民健康保険条例、第7条を削除するものであります。

条例の施行期日は令和8年4月1日となります。

経過措置は、未申請者等への支給に備えるものであります。

以上で議案第17号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第18号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 飯島和則 登壇）

○都市整備課長（飯島和則） 議案第18号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

老朽化による用途廃止に伴い、双葉団地の戸数を38戸から36戸に改めるものです。

双葉団地は、昭和30年代後半から40年代にかけ建築され、築後50年以上が経過し耐用年数を超過していることから老朽化が著しく、住環境や防災などの管理面でも支障を来している状況です。このような状況を受け、新規募集を停止し、空き家になった住宅から順次用途廃止を行っており、今回2戸の住宅について用途廃止を行うものです。

なお、本条例の施行期日は令和8年4月1日です。

以上で議案第18号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第19号について、消防長、登壇してください。

（消防長 常世田昌也 登壇）

○消防長（常世田昌也） 議案第19号、旭市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

改正の趣旨としましては、簡易的なサウナ設備に関する規制緩和及び感震ブレーカーの設置促進のため、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

では、主な改正内容をご説明いたします。

新旧対照表の15ページをご覧ください。

まず、簡易サウナ設備について、第7条の2につきましては、テント型サウナまたはバレル型サウナを簡易サウナ設備として新たに追加するものであります。

第1項第1号につきましては、火災予防上安全な距離に関すること、第1項第2号につきましては、温度が異常に上昇した場合の措置に関すること、第2項につきましては、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理についての規定を新たに追加するものであります。

続きまして、一般サウナ設備について。

第7条の3につきましては、簡易サウナ設備以外のサウナ設備について、一般サウナ設備として新たに規定するものであります。

第1項第2号につきましては、「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改めるものであります。

続きまして、住宅における火災予防の推進について。

第29条の7につきましては、「感震ブレーカー」を新たに追加するものであります。

続きまして、火を使用する設備等の届出について。

第44条第6号の2につきましては、簡易サウナ設備も届出の対象となることから、新たに追加するものであります。

第7号につきましては、「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改めるものでございます。

施行日につきましては、令和8年3月31日からとなります。

以上で議案第19号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 消防長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第20号について、生涯学習課長、登壇してください。

（生涯学習課長 江波戸政和 登壇）

○生涯学習課長（江波戸政和） 議案第20号、旭市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

の制定について補足説明を申し上げます。

旭市青少年問題協議会は、青少年の指導、育成等に関する諸問題を調査審議し、また関係機関との連絡調整を図ることなどを目的に設置していました。現在では、その役割は社会教育委員、青少年相談員及び青少年育成市民会議、青少年センター等に引き継がれており、目的は十分に果たされていることから条例を廃止するものです。

なお、条例廃止に伴い、旭市青少年問題協議会の報酬を規定している条例から、当該委員の規定を削除するため、旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

以上で議案第20号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 生涯学習課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第21号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 榎澤 茂 登壇）

○企画政策課長（榎澤 茂） 議案第21号、旭市過疎地域持続的発展計画の策定について補足説明を申し上げます。

本計画は、干潟地域の持続的発展を図るため、総合的かつ計画的な対策を実施するに当たり、過疎対策事業債など国からの支援制度の活用が可能となることから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法や千葉県過疎地域持続的発展方針に基づく新たな計画を策定し、議会の議決を求めるものです。

恐れ入りますが、初めに目次のファイルをご覧いただきたいと思いますので、別ファイルになりますが、議案第21号（鑑・表紙・目次）となりますファイルをお開きいただきたいと思います。議案とちょっと別のファイルになります。

この計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第2項の規定に基づき、1の基本的な事項に始まり、2の移住・定住、地域間交流の促進、人材育成から、次のページになります。12の再生可能エネルギーの利用の推進まで、この項目は国や県の方針に掲げる分野ごとに作成をしております。

それでは、計画の内容についてご説明いたしますので、議案第21号、旭市過疎地域持続的発展計画のファイルのほうをお願いいたします。

1 ページになります。

1、基本的な事項においては、（1）市の概況としまして、過疎の状況等を記載しております。

2ページをお願いいたします。

(2) 人口及び産業の推移と動向について記載しております。

3ページは、干潟地域及び市全体の人口の推移について。

4ページは、市の人口ビジョンと産業別の就業者数の推移について記載しております。

5ページをお願いいたします。

(3) は、行財政の状況について記載しており、6ページと7ページは、これまでの決算状況と、主要公共施設等の状況を記載しております。

8ページをお願いいたします。

(4) の地域の持続的発展の基本方針を定めております。基本的方向として、第3期旭市総合戦略に掲げる各種施策について、国からの財政支援措置などを最大限に生かして実施し、本市の持続的発展を図るものとしております。

次に、(5) の基本目標につきましては、本計画全体の目標値として人口に関する目標を二つ設定しております。一つ目は、令和12年時点で人口を6万人、二つ目は、社会増減の増加を目指すとしており、いずれも第3期総合戦略の指標と統一しております。

(6) の計画の達成状況の評価につきましては、旭市総合戦略推進委員会の中で意見を伺うものとしております。

9ページをお願いいたします。

(7) 計画期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としております。

次に、(8) 公共施設等総合管理計画との整合について、10ページにかけて記載しております。ここまでが基本的な事項となります。

11ページをお願いいたします。

ここからは、国や千葉県の方針に掲げる11の分野別に、総務省の作成要領に示された項目に沿って記載をしております。この11の分野につきましては現在の計画と変更はございません。項目は、(1) 現状と問題点、(2) その対策、(3) 事業計画となっており、事業計画は旭市総合戦略や市の分野別計画に掲載している事業などを記載しております。

それでは、分野ごとにご説明いたします。

初めに、2、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成です。

現況と問題点であります。移住・定住・地域間交流の促進の必要性や人材育成の必要性としております。(2) はその対策を、12ページをお願いいたします。(3) 事業計画を記載しております。

ここで、（３）事業計画の表の構成についてご説明いたします。

この表の一番左の持続的発展施策区分や、その隣の事業名の欄の見出し番号については、総務省から示された項目ごとの付番体系に基づき記載しておりますので、連番にはなっておりません。

また、掲載事業については、過疎対策事業債の活用の見込みにかかわらず、今後５年間で干潟地域において想定される主な事業を記載しております。なお、事業名欄の過疎地域持続的発展特別事業は、過疎対策事業債のソフト事業となりまして、以降、各分野とも同様の記載となっております。

13ページをお願いいたします。

3、産業の振興の現況と問題点ですが、農業及び商工業の振興の必要性や起業の促進、情報通信産業の育成、15ページに移りまして、観光又はレクリエーション振興の必要性としております。

少し飛びまして、なお、19ページの最後の（４）です。産業振興促進事項につきましては、干潟地域における企業等の固定資産税の課税免除に対する減収分の特例措置の適用を受けるために必要な記述となっております。

これ以降、4の地域におけるDXの推進から、12、再生可能エネルギーの利用の推進までの各分野に関する記載も同様となりますので、分野ごとの現況と問題点及び本計画から追加した新規事業について、順にご説明いたします。

20ページをお願いいたします。

4、地域におけるDXの推進の現況と問題点ですが、デジタル技術を活用した新たな情報関連技術の必要性としております。なお、（３）の事業計画に記載の被災者支援システム整備、自治体DX推進事業は新規の追加事業となります。

21ページをお願いいたします。

5、交通施設の整備、交通手段の確保の現況と問題点ですが、道路の整備や公共交通の維持・確保の必要性としております。

なお、22ページの（３）事業計画に記載の、一番上の道路改良工事及び次の23ページが一番上になりますが、排水路整備事業が新規追加事業になります。

24ページをお願いいたします。

6、生活環境の整備の現況と問題点ですが、上水道の整備や汚水処理、廃棄物処理施設、消防施設や車両、公営住宅の整備、防災・防犯対策の必要性としております。

27ページの（３）事業計画に記載の一番上のグリーンパーク水処理施設補修工事、次の28ページ、（８）その他、溜池改修事業が新規追加事業になります。

29ページをお願いいたします。

7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の現況と問題点ですが、児童福祉や高齢者福祉、障害者福祉、健康づくり、その他の福祉増進の必要性としております。

32ページの（３）事業計画に記載の、上から３番目の施設改修費補助金は、新規追加事業になります。

33ページをお願いいたします。

8、医療の確保の現況と問題点ですが、看護師の確保の必要性としております。

34ページをお願いいたします。

9、教育の振興の現況と問題点ですが、学校教育施設の適正配置や生涯学習、生涯スポーツ施設整備の必要性としております。

なお、36ページの（３）事業計画に記載の、上から６番目の水泳プール解体事業、表の下の３事業、小中学校再編に係る会議や式典、民間プール活用事業などは、新規追加事業になります。

37ページをお願いいたします。

10、集落の整備の現況と問題点ですが、地区集会施設の整備や空き家対策の必要性としております。なお、（３）事業計画に記載の、一番下の空き家対策推進事業、空き家の除却、活用支援は新規追加事業になります。

39ページをお願いいたします。

11、地域文化の振興等の現況と問題点ですが、大原幽学遺跡や記念館整備の必要性としております。

40ページの（３）事業計画に記載の一番下、文化財施設の整備は新規追加事業になります。

41ページをお願いいたします。

12、再生可能エネルギーの利用の推進の現況と問題点ですが、再生可能エネルギー導入促進の必要性としております。

ここまでが分野別の説明となります。

なお、本計画の掲載事業数ですが、現計画の76事業から事業が完了した４事業を削除し、新たに13事業を追加しましたので、合計85事業を予定しております。

42ページ以降は、過疎対策事業債のソフト事業分の再掲であります。

以上が計画の概要となります。

最後になりますが、本計画を策定することにより、引き続き国から財政面での特別な支援を受け、特に過疎対策事業債を有効活用することにより、既存事業の拡大や学校・保育所再編等の事業を進めてまいります。

以上で議案第21号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第23号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 齊藤孝一 登壇）

○建設課長（齊藤孝一） 議案第23号、市道路線の認定について補足説明を申し上げます。

議案の2ページになります。

認定路線は、認定路線調書の2路線です。認定箇所については、3ページ、4ページに記載のとおりです。2路線とも宅地造成に伴い帰属及び寄附された路線を認定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第23号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 建設課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第25号、議案第26号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 齋藤邦博 登壇）

○市民生活課長（齋藤邦博） 議案第25号及び議案第26号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数は10名ですが、このうち2名が令和8年6月30日に任期満了となりますので、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会の意見を求めるものです。

議案第25号で推薦したい方は、旭市萬力にお住まいの金杉光信氏、昭和40年生まれの方です。金杉光信氏は、令和2年から人権擁護委員として積極的に活動されており、誠実な人柄で、地域における信望が大変厚く委員として適任の方ですので、引き続きお願いしたいと考え推薦するものです。

次に、議案第26号で推薦したい方は、旭市ニにお住まいの平山保幸氏、昭和39年生まれの方です。平山保幸氏は、土地家屋調査士としてご活躍されるとともに、生活介護事業所を運

営され、地域福祉の増進に貢献されている方であり、誠実な人柄で責任感が大変強く、委員として適任の方ですので、新たに推薦するものです。

また、お二人とも、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

なお、委員の任期は令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間となります。

以上で議案第25号及び議案第26号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

続いて、議案第27号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 池田勝紀 登壇）

○財政課長（池田勝紀） 議案第27号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

令和7年度旭市一般会計補正予算（第5号）です。

この補正予算は、去る1月23日に衆議院が解散されたことに伴い、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費について1月23日に専決処分しましたので、議会の承認を求めるものでございます。

なお、財源につきましては全額県支出金としたところです。

1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ2,800万円を追加し、予算の総額を357億3,700万円としたものであります。

少し飛びまして、9ページをお願いします。

歳入です。

15款3項1目総務費委託金として、2,800万円を計上いたしました。

10ページをお願いします。

歳出です。

2款4項5目衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査費は、目を新規に設定し、2,800万円を計上したものであります。

主な内容は、投票管理者等への報酬、投・開票事務従事者等への職員手当、入場券等の通信運搬費、ポスター掲示場設置撤去委託料などです。

以上で議案第27号の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 財政課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明を終わります。

○議長（宮内 保） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は2月27日定刻より会議を開きます。

これにて本日の会議を散会します。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時25分